

令和4年6月の主な動き、取組

1 令和4年4月の雇用失業情勢について

(職業安定部 職業安定課)

有効求人数	45,080人	対前年同月比	10.1%増(14か月連続の増加)
有効求職者数	34,553人	対前年同月比	2.1%減(8か月連続の減少)
有効求人倍率	1.35倍	前月比	0.01ポイント上昇

- ・各種支援事業、求職者支援制度、雇用調整助成金をはじめとする各種助成金などの活用による雇用促進
- ・積極的な求人開拓の実施
(新型コロナウイルス感染症の影響による離職者対象求人含む)
- ・若者、女性、障害者、高齢者の就職実現

2 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響について

(職業安定課、職業対策課)

雇用調整助成金の支給申請・決定状況
コロナに負けるな!

3 人材開発支援助成金「人への投資促進コース」創設について

(職業対策課)

eラーニング、サブスク型研修も対象に!

4 新規高等学校卒業予定者に係る求人受付開始について

(職業安定部 訓練室)

6月1日(水)から高卒求人の受付を開始します。
企業から学校への求人提出等は、7月1日(金)からとなります。

5 梅雨期の土砂崩壊等による労働災害の防止に取り組めます。

(労働基準部 健康安全課)

梅雨期においては、大雨等により土砂崩壊等が発生し、崩壊等に伴う災害復旧工事も行われることから、労働災害につながる懸念があるため、作業箇所の事前点検や避難措置等の対策を確実に講じるよう、指導等を徹底してまいります。
--

6 鹿児島県建設工事関係者連絡会議を開催します。

(労働基準部 健康安全課)

令和4年6月3日(金)、14:00よりかごしま県民交流センター大研修室第1にて、鹿児島県建設工事関係者連絡会議を開催します。同会議では国や県の発注機関、建設業関係団体、労働災害防止団体及び鹿児島労働局が協力した取組を話し合い、労働災害の一層の減少を図ることとしています。

7 労働保険の年度更新

(総務部 労働保険徴収室)

コロナ禍でもありますので、郵送や電子申請による手続きにご協力をお願いします。

8 令和4年度業務改善助成金について

(雇用環境・均等室、労働基準部 賃金室)

業務改善助成金は、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成するものです。令和4年度は、「通常コース」が令和5年1月31日、「特例コース」が令和4年7月29日までの申請期限となっています。

鹿児島労働局発表
令和4年5月31日(火)

鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課長 松山 和幸
地方労働市場情報官 古川 恵
TEL. 099 (219) 8711

鹿児島の雇用失業情勢(令和4年4月分)について ～有効求人倍率は、1.35倍と、前月より0.01P上昇～

4月の概要

求人に改善の動きが続いている一方で、求職活動を控える動きもみられることから、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

○有効求人倍率の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.35倍** 前月より0.01ポイント上昇(2か月ぶりの上昇) (P2参照)
 - ・全国では、25番目の高さ。九州では、宮崎県、熊本県に次いで3番目の高さ。
 - ・〔全国〕有効求人倍率(季節調整値) 1.23倍 前月より0.01ポイント上昇(4か月連続の上昇)

- ・有効求人数(季節調整値) **43,848人** 前月より1.9%増加(2か月ぶりの増加)

- ・有効求職者数(季節調整値) **32,383人** 前月より1.1%増加(3か月ぶりの増加)

・就業地別有効求人倍率(季節調整値) 1.44倍 前月より0.02ポイント上昇 (2か月連続の上昇)
※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。
「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

○新規求人・求職の状況

- ・新規求人倍率(季節調整値) **2.24倍** 前月より0.01ポイント上昇(2か月ぶりの上昇) (P2参照)

- ・新規求人数(原数値) **15,632人** 前年同月より6.4%増加(15か月連続の増加) (P2参照)

主要産業の新規求人数(前年同月比)

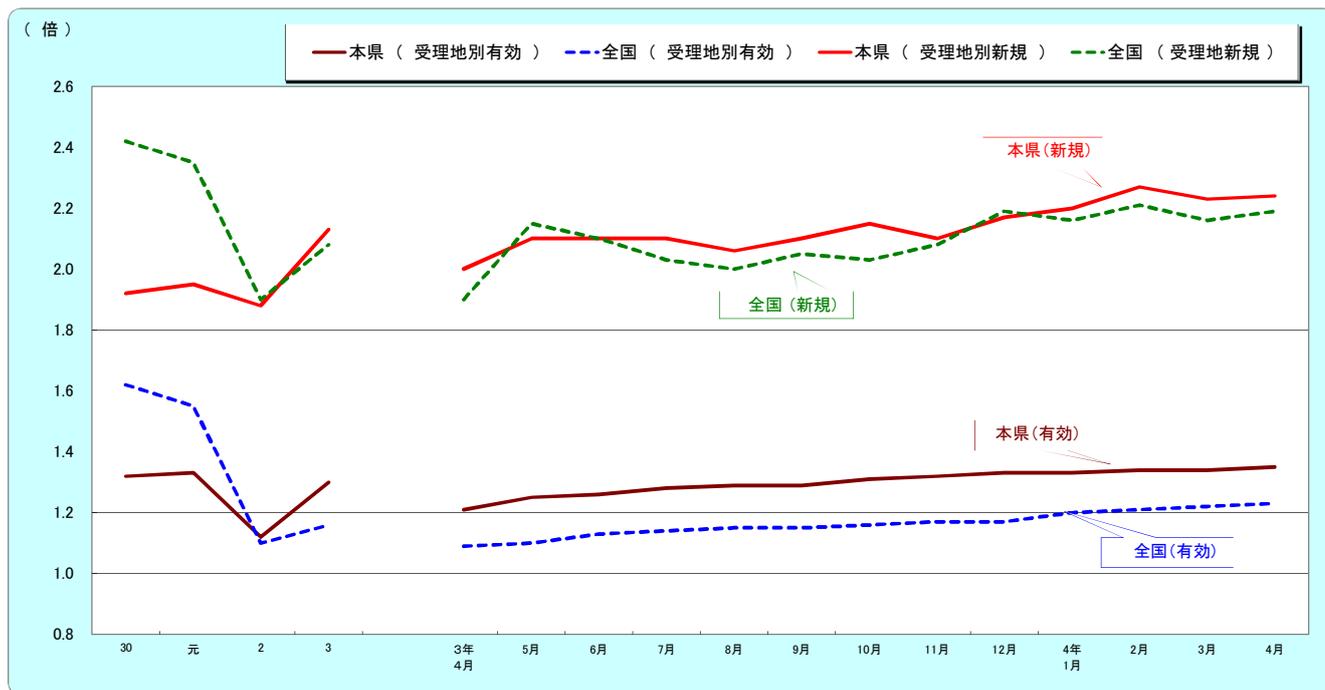
増加した業種・・・製造業(45.2%増)、宿泊業・飲食サービス業(37.1%増)、

運輸・郵便業(28.9%増)、医療・福祉(6.2%増)、建設業(1.2%増)

減少した業種・・・サービス業(他に分類されないもの)(7.6%減)、卸売業・小売業(2.7%減)

- ・新規求職申込件数(原数値) **9,252人** 前年同月より6.9%減少(4か月連続の減少) (P3参照)

1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



			29年度	30	元	2	3	3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月
有効求人倍率	受地理別	本県	1.23	1.32	1.33	1.12	1.30	1.21	1.25	1.26	1.28	1.29	1.29	1.31	1.32	1.33	1.33	1.34	1.34	1.35
		全国	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23
	就業地別	本県	1.31	1.42	1.42	1.18	1.36	1.27	1.31	1.33	1.35	1.36	1.36	1.36	1.38	1.39	1.39	1.41	1.41	1.42
新規求人倍率	受地理別	本県	1.78	1.92	1.95	1.88	2.13	2.00	2.10	2.10	2.10	2.06	2.10	2.15	2.10	2.17	2.20	2.27	2.23	2.24
		全国	2.29	2.42	2.35	1.90	2.08	1.90	2.15	2.10	2.03	2.00	2.05	2.03	2.08	2.19	2.16	2.21	2.16	2.19
	就業地別	本県	1.91	2.05	2.08	1.97	2.24	2.08	2.22	2.22	2.20	2.19	2.22	2.26	2.24	2.28	2.32	2.37	2.33	2.40

*3年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数は、前年同月比6.4%増と、15か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
	1月	2月	1月	2月	3月	4月	1月	2月	3月	4月
新規求人数 ※	14,812	13.4	16,814	12.4	16,499	11.0	15,856	5.5	15,632	6.4
D 建設業	1,473	11.8	1,500	0.8	1,536	6.2	1,501	10.2	1,585	1.2
E 製造業	1,492	28.7	1,926	64.9	1,371	3.4	1,650	9.9	1,871	45.2
H 運輸業、郵便業	532	8.9	581	30.0	609	19.6	583	20.5	558	28.9
I 卸売業、小売業	1,997	7.0	2,066	▲ 1.4	2,249	8.1	1,931	▲ 4.4	1,862	▲ 2.7
M 宿泊業、飲食サービス業	821	23.0	1,013	47.7	800	18.2	990	15.3	1,039	37.1
P 医療、福祉	4,683	12.2	5,065	2.8	5,053	11.5	5,069	4.6	4,916	6.2
R サービス業(他に分類されないもの)	1,521	3.0	1,881	12.3	1,798	47.7	1,680	10.3	1,751	▲ 7.6
有効求人数	41,838	15.7	43,633	13.3	45,702	12.7	46,904	10.6	45,080	10.1

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数は、全ての年齢層で減少となり、有効求職者数は、65歳以上を除く年齢層で減少となった。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			1月		2月		3月		4月	
新規求職申込件数	6,969	0.3	7,692	▲ 2.9	7,096	▲ 4.8	7,609	▲ 4.9	9,252	▲ 6.9
44歳以下	3,474	▲ 0.9	3,789	▲ 3.6	3,333	▲ 7.3	3,655	▲ 8.4	4,133	▲ 12.0
うち34歳以下	2,077	▲ 1.7	2,287	▲ 3.9	1,939	▲ 7.8	2,162	▲ 11.2	2,549	▲ 11.0
45歳以上	3,495	1.5	3,903	▲ 2.2	3,763	▲ 2.4	3,954	▲ 1.5	5,119	▲ 2.3
うち55歳以上	2,236	1.0	2,498	▲ 1.5	2,398	▲ 1.5	2,476	▲ 5.1	3,627	▲ 1.8
うち65歳以上	988	7.6	1,082	6.9	1,015	3.7	1,150	▲ 1.7	1,782	▲ 2.0
雇用保険受給 資格決定件数	1,886	▲ 5.6	1,820	▲ 6.5	1,567	▲ 10.9	1,822	2.6	2,824	▲ 3.2
有効求職者数	32,302	▲ 0.3	30,917	▲ 4.4	31,917	▲ 2.7	33,328	▲ 2.8	34,553	▲ 2.1
44歳以下	15,248	▲ 0.7	14,807	▲ 4.6	15,049	▲ 2.4	15,478	▲ 3.5	15,592	▲ 4.3
うち34歳以下	9,118	▲ 1.1	8,830	▲ 5.9	8,896	▲ 3.5	9,116	▲ 5.2	9,314	▲ 5.6
45歳以上	17,054	0.1	16,110	▲ 4.2	16,868	▲ 2.9	17,850	▲ 2.1	18,961	▲ 0.2
うち55歳以上	10,953	▲ 0.5	10,118	▲ 5.6	10,647	▲ 3.7	11,332	▲ 3.4	12,455	▲ 1.4
うち65歳以上	4,193	8.8	3,829	7.5	4,069	6.8	4,555	5.4	5,340	4.7
雇用保険受給者 実人員	6,459	▲ 5.0	5,912	▲ 9.4	5,529	▲ 13.9	5,657	▲ 14.4	5,628	▲ 11.3

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

「在職求職者」及び「事業主都合離職者」に大幅な減少がみられた。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			1月		2月		3月		4月	
新規求職申込件数	6,907	0.3	7,640	▲ 2.8	7,054	▲ 4.7	7,562	▲ 4.9	9,201	▲ 6.9
在職求職者	2,021	5.3	2,515	▲ 1.0	2,738	▲ 5.2	2,471	▲ 8.3	1,602	▲ 12.5
離職求職者	4,238	▲ 2.5	4,515	▲ 4.6	3,712	▲ 4.6	4,327	▲ 2.0	6,779	▲ 5.3
うち事業主都合	862	▲ 14.5	761	▲ 14.1	687	▲ 2.8	933	▲ 1.8	1,693	▲ 14.6
うち自己都合	3,116	0.7	3,524	▲ 2.3	2,805	▲ 5.7	3,126	▲ 3.1	4,551	0.1
無業求職者	649	4.2	610	4.3	604	▲ 3.7	764	▲ 9.6	820	▲ 8.4

4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は、2か月連続で前年同月を下回った一方で、65歳以上の就職件数は15か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			1月		2月		3月		4月	
就職件数	2,596	1.0	2,082	▲ 7.5	2,673	0.5	3,475	▲ 9.2	2,893	▲ 16.6
44歳以下	1,356	▲ 3.0	1,077	▲ 8.8	1,381	▲ 1.6	1,688	▲ 13.7	1,348	▲ 22.8
うち34歳以下	735	▲ 1.9	586	▲ 5.3	736	1.7	872	▲ 15.1	772	▲ 24.1
45歳以上	1,240	1.3	1,005	▲ 6.2	1,292	2.8	1,787	▲ 4.6	1,545	▲ 10.3
うち55歳以上	704	4.0	559	▲ 4.0	721	7.5	1,041	▲ 1.0	942	▲ 7.9
うち65歳以上	220	22.0	155	4.7	203	25.3	308	5.5	353	1.4
雇用保険受給者	685	▲ 5.5	529	▲ 11.7	616	▲ 7.5	764	▲ 18.5	710	▲ 2.7

5.完全失業率(全国)

	元年平均	2年平均	3年平均	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.4	2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5
完全失業者数 (万人)	162	191	193	183	182	171	185	180	180	188

※完全失業率は季節調整値

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、前年同月より0.13ポイントの上昇となった。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			1月		2月		3月		4月	
正社員新規求人数	7,001	13.4	7,760	13.2	7,237	8.8	7,329	5.7	7,475	8.9
新規求人数に占める割合	47.3%	0.0	46.2%	0.3	43.9%	▲ 0.8	46.2%	0.1	47.8%	1.1
正社員有効求人倍率	1.08	0.17	1.14	0.18	1.15	0.17	1.12	0.15	1.08	0.13
全 国	0.90	0.70	0.97	0.10	0.97	0.10	0.95	0.10	0.92	0.11
正社員有効求人数	20,159	15.3	20,851	13.2	21,392	12.8	21,681	10.4	21,364	9.8
有効求人数に占める割合	48.2%	▲ 0.1	47.8%	0.0	46.8%	0.0	46.2%	▲ 0.1	47.4%	▲ 0.1
正社員有効求職者数(※)	18,734	▲ 2.1	18,215	▲ 5.5	18,671	▲ 3.7	19,395	▲ 4.3	19,698	▲ 3.7
有効求職者に占める割合	58.0%	▲ 1.1	58.9%	▲ 0.7	58.5%	▲ 0.6	58.2%	▲ 0.9	57.0%	▲ 0.9

(※)正社員有効求職者数……パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

7.令和4年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和3年4月	1.20	1.18	1.31	1.55	1.22	0.99	1.24	1.09	0.93	1.20	1.38	0.99	1.14	1.16
5月	1.18	1.08	1.37	1.51	1.21	0.97	1.37	1.05	0.91	1.22	1.45	0.91	1.10	1.15
6月	1.19	1.01	1.29	1.55	1.25	1.03	1.37	1.08	0.93	1.32	1.54	0.93	1.20	1.18
7月	1.22	1.05	1.38	1.72	1.33	1.02	1.49	1.14	1.02	1.41	1.64	1.04	1.27	1.22
8月	1.25	1.10	1.49	1.67	1.32	1.06	1.45	1.16	1.09	1.40	1.67	1.05	1.26	1.25
9月	1.22	1.28	1.35	1.59	1.34	1.14	1.47	1.17	1.19	1.52	1.64	1.07	1.24	1.26
10月	1.26	1.27	1.49	1.69	1.41	1.21	1.56	1.24	1.21	1.60	1.71	1.14	1.34	1.31
11月	1.31	1.41	1.43	1.70	1.47	1.28	1.61	1.35	1.23	1.78	1.80	1.21	1.41	1.37
12月	1.38	1.47	1.46	1.87	1.52	1.37	1.70	1.35	1.18	1.52	1.96	1.31	1.53	1.43
令和4年1月	1.39	1.54	1.42	1.92	1.45	1.31	1.67	1.42	1.15	1.35	1.92	1.38	1.44	1.41
2月	1.45	1.56	1.45	1.91	1.50	1.30	1.58	1.40	1.17	1.20	1.96	1.39	1.43	1.43
3月	1.43	1.58	1.44	1.82	1.44	1.27	1.46	1.38	1.12	1.43	1.71	1.31	1.42	1.41
4月	1.34	1.49	1.44	1.51	1.29	1.19	1.32	1.16	0.96	1.32	1.55	1.20	1.42	1.30

〈用語の解説〉

- 新規求人数…… ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- 有効求人数…… 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
- 新規求職申込件数…… ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。
- 有効求職者数…… 「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
- 求人倍率…… 求職者数に対する求人数の割合。
求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
- ⇒新規求人倍率… 「新規求人数」÷「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。
- ⇒有効求人倍率… 「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
- ⇒正社員有効求人倍率… 「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
ただし、「パートを除く常用の有効求職者」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- 季節調整値…… 1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。
求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。
そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要があり、この季節変動の除去を「季節調整」という。
毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
- 原数値…… 実際の数値(季節調整前の数値)。
- 就職件数…… ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
- 一 般…… パートタイム以外のものをいう。
- パ ー ト…… パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
- 常 用…… 雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。
- 正 社 員…… パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。
- 完全失業率…… 労働力人口に占める完全失業者の割合。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金

支給申請・決定状況：鹿児島労働局

	R4. 3. 20時点	R4. 4. 20時点	R4. 5. 20時点
業 種	申請件数 (対前月比)	申請件数 (対前月比)	申請件数 (対前月比)
農 業 ・ 漁 業	420件 (3.2%)	433件 (3.1%)	451件 (4.2%)
建 設 業	1,726件 (3.4%)	1,807件 (4.7%)	1,869件 (3.4%)
製 造 業	5,900件 (2.6%)	6,085件 (3.1%)	6,233件 (2.4%)
道路旅客運送業等	1,998件 (3.8%)	2,105件 (5.4%)	2,183件 (3.7%)
卸 売 業	1,620件 (3.0%)	1,705件 (5.2%)	1,755件 (2.9%)
小 売 業	4,911件 (3.5%)	5,111件 (4.1%)	5,298件 (3.7%)
宿 泊 業	3,227件 (2.9%)	3,371件 (4.5%)	3,462件 (2.7%)
飲 食 業	11,663件 (4.9%)	12,438件 (6.6%)	12,965件 (4.2%)
サ ー ビ ス 業	3,140件 (2.3%)	3,258件 (3.8%)	3,366件 (3.3%)
娯 楽 業	1,211件 (2.9%)	1,244件 (2.7%)	1,288件 (3.5%)
そ の 他	7,975件 (3.5%)	8,312件 (4.2%)	8,587件 (3.3%)
申 請 件 数	43,791件 (3.6%)	45,869件 (4.7%)	47,457件 (3.5%)
支 給 決 定 件 数	43,227件 (3.2%)	44,697件 (3.4%)	46,544件 (4.1%)

※業種は日本標準産業分類による

コロナに負けるな！

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響

新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響については

「解雇等見込み労働者数」として労働局及びハローワークに寄せられた相談・報告を基に集計しております。

集計を始めた令和2年2月1日からの累計として、毎週火曜日14時に前週の金曜日時点までに各ハローワークで把握した「解雇等見込み労働者数」を、厚生労働省のホームページにおいて発表しています。

ハローワークでは事業所から解雇・雇い止めなどにより離職した方々を支援するために、当該離職者の雇い入れを希望する事業主に積極的に紹介します。

また、住居・生活等に関する相談も、専門相談アドバイザーが、就職、住居・生活まで、自治体の担当者とも連携しつつ一体的に支援を行います。

《参考》

5月20日時点までの累積値

- 解雇等見込み労働者数 1,994人
(全国 132,733人)
- 解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数 762人
(全国 60,518人)

※ 非正規雇用労働者（パート・アルバイト、派遣社員、嘱託等）の解雇等見込み者数は、令和2年5月25日より把握開始しており、解雇等見込労働者総数の内訳になっているものではないことに留意が必要。

人材開発支援助成金：「人への投資促進コース」の創設

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、人への投資を強化するため、民間ニーズを把握しながらデジタル人材育成の強化等を行うこととされた。
- 12/27～1/26の間、厚生労働省ホームページなどにおいて、「人への投資」について国民の方からのアイデアを募集。
- 「企業の従業員教育、学び直しへの支援」や「デジタル分野など円滑な労働移動を促すための支援」などを内容とする提案が寄せられた。
- 「人への投資」を加速化するため、国民の方からのご提案をもとに、令和4年度から令和6年度までの間、人材開発支援助成金※に新たな助成コース「人への投資促進コース」を設ける。

※ 事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度

訓練コース名	対象者・対象訓練
人への投資促進コース【新規】	国民からのご提案を踏まえて5つの助成を新設
特定訓練コース	正規雇用労働者を対象とした生産性向上に資する訓練などへの経費助成等
一般訓練コース	正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等
特別育成訓練コース	非正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度などを導入した事業主への制度導入助成等

※ 令和4年度から、すべての訓練コースにおいて、オンライン研修(eラーニング)による訓練を対象化

1. デジタル人材・高度人材の育成

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材※の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行う事業主に対する高率助成

※ ITSS（ITスキル標準）レベル4若しくは3となる訓練又は大学への入学（情報工学・情報科学）

情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練※を実施する事業主に対する助成

※ OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練

2. 労働者の自発的な能力開発の促進

長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための長期休暇制度や短時間勤務等制度（所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除）を導入する事業主への助成の拡充（長期休暇制度の賃金助成の人数制限の撤廃等）

自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した職業訓練費用を負担する事業主に対する助成

3. 柔軟な訓練形態の助成対象化

定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練」（サブスクリプション型の研修サービス）を利用する事業主に対する助成

助成率（額）

訓練メニュー	対象者	対象訓練	経費助成率		賃金助成額		OJT実施助成額		備考	
			中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業		
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	正規	高度デジタル訓練(ITスキル標準(ITSS)レベル3、4以上)	75%	60%	960円	480円	-		資格試験(受験料)も助成対象
	成長分野等人材訓練	非正規	海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院 960円		-		
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	正規	OFF-JT+OJTの組み合わせの訓練(IT分野関連の訓練)	60% (+15%)	45% (+15%)	760円 (+200円)	380円 (+100円)	20万円 (+5万円)	11万円 (+3万円)	訓練期間6ヶ月~2年(大臣認定必要) 資格試験(受験料)も助成対象
	長期教育訓練休暇等制度	正規 非正規	長期教育訓練休暇制度(30日以上連続休暇取得)	制度導入経費20万円 (+4万円)		1日当たり 6,000円 (+1,200円)		-		・長期教育訓練休暇制度を導入済みの企業も賃金助成の対象 ・賃金助成の人数制限を撤廃
			所定労働時間の短縮及び所定外労働免除制度	制度導入経費20万円 (+4万円)		-		-		
	自発的職業能力開発訓練	正規 非正規	労働者の自発的な職業訓練費用を事業主が負担した訓練	30% (+15%)		-		-		
定額制訓練	正規 非正規	「定額制訓練」(サブスクリプション型の研修サービス)	45% (+15%)	30% (+15%)	-		-			

現行コース	特定訓練コース	正規	・労働生産性向上訓練 ・若年人材育成訓練等 認定実習併用職業訓練(OFF-JT+OJT)	45% (+15%)	30% (+15%)	760円 (+200円)	380円 (+100円)	-		訓練期間6ヶ月~2年間 (大臣認定必要)
	一般訓練コース	正規	上記以外の訓練	30% (+15%)		380円 (+100円)		-		
	特別育成訓練コース	非正規	一般職業訓練 有期実習型訓練(OFF-JT+OJT)	70% (+30%)		760円 (+200円)	475円 (+125円)	10万円 (+3万円)	9万円 (+3万円)	非正規雇用維持の場合の経費助成率は60%(+15%)
	教育訓練休暇等付与コース	正規 非正規	教育訓練休暇制度(1人5日以上取得)	制度導入経費30万円 (+6万円)	-		-		-	
長期教育訓練休暇制度(30日以上連続休暇取得)			制度導入経費20万円 (+4万円)	1日当たり6,000円 (+1,200円)		-		-		
			教育訓練短時間勤務制度	制度導入経費20万円 (+4万円)	-		-			

※ ()内の助成率(額)は、生産性要件を満たした場合の率(額)。

※ 現行コース「教育訓練休暇等付与コース」のうち「長期教育訓練休暇制度」及び「教育訓練短時間勤務制度」は、令和4年度から令和6年度までの間は適用しない。

※ 人への投資促進コースの修了後に正社員化した場合は、キャリアアップ助成金(正社員化コース)の加算対象(情報技術分野認定実習併用職業訓練は除く。)

デジタル分野などの社員教育に 人材開発支援助成金をご活用ください

国民の皆さまのアイデアをもとに「人への投資促進コース」を創設

「人への投資促進コース」の助成メニュー

IT分野未経験

ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい

情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練【新設】

IT分野未経験者を即戦力化するための訓練を実施する事業主への高率助成。

IT
未経験者
OK!

デジタル／成長分野

高度デジタル人材・高度人材を育成したい

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練【新設】

高度デジタル人材を育成するための訓練や、大学院での高度な訓練を行う事業主への高率助成。

サブスクリプション

オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい

定額制訓練【新設】

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成。

自発的能力開発

労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい

自発的職業能力開発訓練【新設】

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成。

教育訓練休暇

労働者の自発的な学び直しのための時間を確保したい

長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度【拡充】

働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成。

- ・「人への投資促進コース」の他にも、訓練対象者（正規雇用労働者や非正規雇用労働者）にあわせて、助成メニューをご用意しています。
- ・すべての訓練コースでオンライン（eラーニング）による訓練も対象としています。
- ・詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。鹿兒島労働局 職業対策課へお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索



活用例は裏面へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

民間のオンライン、サブスク型講座の活用例

高度なデジタル分野の訓練を行った場合

手厚い助成で
デジタル人材育成を支援！

課題

高度なデジタル分野の資格を取ってもらい、
将来の中核人材を目指してほしい！



事業主

訓練

- 訓練コース
応用情報技術者コース（1名）
- 訓練内容
応用情報技術者試験対策のためのWeb通信講座。
訓練時間：135時間 訓練経費：150,000円
- ITSSレベル3に相当する資格試験の受験
訓練経費（資格試験料）：10,000円

助成金を活用

助成内容（中小企業の場合）・成果

- 助成率
経費助成：75%
- 助成額（左記の訓練内容の場合の例）
経費助成：120,000円（資格試験料含む）
- 成果
資格を取得して専門的な知識を身につけることで、
リーダーとして活躍してもらうことができた。
高度な資格を保持していることが会社の**アピールポイント**にもなっている。



サブスクリプション型の研修サービスで訓練を行った場合

課題

様々なコンテンツの中から、
従業員1人ひとりに合った訓練を行い、
知識を深めてほしい！



事業主

訓練

- 訓練コース
Webマーケティング講座（20名）
- 訓練内容
未経験者⇔実務担当者、営業職⇔マーケティング職など、幅広い層に対応したWebマーケティングに関するeラーニング講座。
訓練経費：168万円
（1名～20名まで1か月14万円×12月の料金）

助成金を活用

助成内容（中小企業の場合）・成果

- 助成率
経費助成：45%
- 助成額（左記の訓練内容の場合の例）
経費助成：756,000円
- 成果
1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、
企業全体の生産性向上に繋がった。
講座の内容が社内の共通言語となり、
コミュニケーションがスムーズになった。



従業員が自発的に訓練を行った場合

課題

従業員の主体的な学びについて、少しでも
会社で支援できないか？



事業主

訓練

- 訓練コース
宅建士合格入門コース・Web通信講座（1名）
- 訓練内容
宅建士試験合格を目指す初学者向け通信講座。
講義はPCもしくはスマートフォンで視聴。
訓練時間：135時間 訓練経費：157,000円

助成金を活用

eラーニング/通信講座もOK！
学校が近くに無くて大丈夫！

助成内容（中小企業の場合）・成果

- 助成率
経費助成：30%
- 助成額（左記の訓練内容の場合の例）
経費助成：47,100円
- 成果
従業員の**学びのモチベーションを向上させることができた。**
従業員の中で、**積極的にスキルアップしようという気運が生まれてきた。**

新規高等学校卒業予定者に係る 求人の受付を開始します

高校生用の求人受付を6月1日（水）から開始します。

高校生の就職活動では、採用選考が開始される9月16日に向けて、夏休み期間中の三者面談等を通じて応募先を検討します。このため検討の対象となるには、早期の求人提出が必要です。

県内企業の皆様には、人材確保の観点と高校生が様々な選択肢のもと応募先を決定できるよう、早期の求人提出をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が見通しづらい状況ではありますが、若者の地元就職志向が見直されているこの機を人材確保のチャンスと捉え、高校生に自社の魅力を発信するとともに、早期離職防止の観点から、働き方改革の推進による働きやすい職場環境づくりも同時に進めていただくようお願いします。

鹿児島労働局では、企業情報をPRする動画を配信するなど、引き続き、高校生に県内企業の魅力を知ってもらう取組を進めてまいります。

令和5年3月新規高等学校卒業予定者を 対象とした求人の受付開始について

【高校生の採用選考スケジュール】

① ハローワークでの求人受付

令和4年 6月 1日から

② 企業から学校への求人提出・学校での公開

令和4年 7月 1日から

③ 学校から企業への推薦開始

令和4年 9月 5日から

④ 企業での選考・内定開始

令和4年 9月 16日から



STOP!Neo就職氷河期

コロナに負けない企業情報発信!

企業を高校生にアピールしませんか?

YouTube  で
企業情報を発信!

- YouTubeで鹿児島県の高中生へ企業の情報を発信
- 企業の経営理念・採用方針・職場の雰囲気を発信
- 鹿児島県の高中生に地元の企業の魅力をアピール



前回までの提供動画より抜粋

お問い合わせは各ハローワークまで

- 動画時間は5分程度（最大10分）とします。
- 動画は鹿児島労働局ホームページや鹿児島労働局新卒応援・ハロトレ情報YouTubeチャンネルにおいて一般配信されます。
- 動画内容は詳細については企業にお任せしますが、イメージとしては高校生が企業訪問をしているようなイメージです。
- 動画は、企業による撮影（既存の動画を含む）にて提供願います。
- お申し込みは裏面の申込書によりFAXでお願いします。
- 動画は受付後に随時公開させていただきます。



厚生労働省・鹿児島労働局・ハローワーク

梅雨時期の土砂崩壊などによる労働災害の防止に 取り組みます

梅雨期においては、大雨等により土砂崩壊等が発生し、労働災害につながる懸念があるため、作業箇所の事前点検や避難措置等の対策を確実に講じるよう、指導等を徹底してまいります。

奄美地方に続き、九州南部もまもなく梅雨入りが予想されます。例年、この時期には大雨等による土砂崩壊等が全国的に発生し、崩壊等に伴う災害復旧工事等も行われるため、他の時期に比べ、建設工事現場等における労働災害発生数の増加が懸念されます。当県においては、令和3年は土砂崩壊等による労働災害の発生はありませんでしたが、過去には作業場所に近接した斜面が崩壊し、労働者が死亡した災害や、今年梅雨時期以外でも、掘削面が崩壊し、労働者が被災した災害が発生しています。

梅雨時期は、土砂崩壊等による危険の防止対策を講じることが特に重要となるため、鹿児島労働局では、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」や「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」等を踏まえた「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項(別添1)」等の対策の徹底について、国及び県等の発注機関並びに建設業関係団体等に対し要請を行いました(別添2)。

建設現場等における作業時に適切な措置が講じられるよう、関係団体や発注者を通じた周知啓発のほか、関係事業者に対する指導に努めてまいります。

(労働基準部健康安全課)

※ 参考資料

- (1) 土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項 資料1
- (2) 発注機関等に対する要請文及び要請先 資料2

土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項

1 土砂崩壊災害防止対策

- (1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、降雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。【労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第 355 条】
- (2) 上記(1)の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。【斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン(別添 1、以下「斜面ガイドライン」という。)】
- (3) 土砂崩壊による災害の防止には、亀裂の進展、連続した小石の落石等の崩壊の兆候を感知することが重要であるので、斜面ガイドラインの「変状時点検表」(別添 1 の別紙 3)を活用し、斜面の状態を適切に点検すること。
- (4) 掘削の作業に当たっては、点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて、浮石及びき裂の有無及び状態、含水及び湧水の状態の変化等の点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。【安衛則第 358 条】
- (5) 土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。【安衛則第 361 条】
- (6) 日常点検、変状時の点検を確実にを行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。【斜面ガイドライン】
- (7) 地山の掘削作業においては、地山の種類及び掘削面の高さに応じた安全こう配を確保すること。【安衛則第 356、357 条】
- (8) 掘削面の高さが 2 m 以上となる地山の掘削においては、「地山掘削作業主任者」を選任し、その者に作業の方法の決定、作業の直接指揮等を行わせること。【安衛則第 359 ~ 360 条】
- (9) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記(1)から(8)に準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

2 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。【安衛則第 575 条の 9】

- (2) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を設定し、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。【土石流による労働災害防止のためのガイドライン(別添2、以下「土石流ガイドライン」という。)】
- (3) 土石流等の発生を検知するため、土石流検知機器をその特性、地形条件、管理操作性等に十分留意し選定すること。また、必要に応じ監視カメラを併用すること。検知機器の設置場所の選定に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ア 河川の状態に応じ支川において発生・流下してくる土石流を監視できること。
 - イ 検知機器の設置場所から作業場所まで土石流が到達するまでに全ての労働者が退避できること。
 - ウ 検知機器の点検を適切に実施すること。

【土石流ガイドライン】

- (4) 土石流の前兆として小石の落石、河川の水量の増加が発生することがあるので、これに留意すること。また、土砂災害警戒情報を常時確認するとともに、降雨量を把握し、土石流災害が発生するおそれが高まった場合には直ちに作業を中止し、速やかに安全な場所に退避すること。

なお、一般に土石流は表層崩壊によるものが多いが、深層崩壊による土石流は斜面が森林であっても発生することがあることから、上流が森林であっても十分に警戒すること。【土石流ガイドライン】
- (5) 警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。【安衛則第 575 条の 14、第 575 条の 15】

3 その他

- (1) 地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。また、地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。【安衛則第 534 条】
- (2) 大雨等により土砂崩壊等発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止して、労働者を安全な場所に退避させること。【斜面ガイドライン】
- (3) 降雨後の工事の再開に当たっては、作業箇所及び周辺の地山について、き裂の有無及び湧水の状況等について、あらかじめ十分な調査を行い、安全を確保した上で作業を行うこと。
- (4) 小規模な掘削作業を伴う上下水道工事においては、労働者が溝内に立ち入る前に適切な土止め支保工を設置する「土止め先行工法」を積極的に導入すること。

鹿労発基 0520 第 2 号
令和 4 年 5 月 20 日

建設工事発注機関の長 殿

鹿児島労働局長

梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より建設工事における労働災害の防止につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、奄美地方は既に梅雨入りしたとの報道があり、今後、県本土においても梅雨入りすることが予想されますが、例年、この時期には大雨等による土砂崩壊災害等が発生し、さらにはこれらの災害に伴う災害復旧工事等も行われるため、他の時期に比べ、建設現場における労働災害の発生数の増加が懸念されるところです。

つきましては、常日頃から、地山の崩壊等による危険の防止対策を確実に講じることがもちろん、特に、梅雨期における建設現場の土砂崩壊等による労働災害防止対策に万全を期すために、別紙の「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」等を参考に、適正な工事発注及び現場の指導等に御配慮いただきますようお願いいたします。

また、この時期は、落雷による労働災害発生も懸念されますので、気象情報等の早期把握及び入手した気象情報等に基づく早期避難や作業中断などの的確な措置につきましても、併せて御指導いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先；労働基準部健康安全課)

鹿労発基 0520 第 3 号
令和 4 年 5 月 20 日

建設関係業界団体の長 殿

鹿児島労働局長

梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より建設工事における労働災害の防止につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、奄美地方は既に梅雨入りしたとの報道があり、今後、県本土においても梅雨入りすることが予想されますが、例年、この時期には大雨等による土砂崩壊災害等が発生し、さらにはこれらの災害に伴う災害復旧工事等も行われるため、他の時期に比べ、建設現場における労働災害の発生数の増加が懸念されるところです。

つきましては、常日頃から、地山の崩壊等による危険の防止対策を確実に講じることがもちろん、特に、梅雨期における建設現場の土砂崩壊等による労働災害防止対策に万全を期すために、貴団体傘下の会員事業場に対し、別紙の「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」等の周知及び現場パトロールの実施等の取り組みについて、御指導いただきますようお願いいたします。

また、この時期は、落雷による労働災害発生も懸念されますので、気象情報等の早期把握及び入手した気象情報等に基づく早期避難や作業中断などの的確な措置につきましても、併せて御指導いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先；労働基準部健康安全課)

鹿児島県の発注機関

	機 関 の 名 称	郵便番号	所 在 地
1	鹿児島県 土木部 監理課	890 - 8577	鹿児島市鴨池新町 10 - 1
2	" 道路建設課	"	"
3	" 道路維持課	"	"
4	" 河川課	"	"
5	" 砂防課	"	"
6	" 港湾空港課	"	"
7	" 都市計画課	"	"
8	" 建築課	"	"
9	" 農政部 農地整備課	"	"
10	" 農地保全課	"	"
11	" 環境林務部 環境林務課	"	"
12	" 環境林務部 かごしま材振興課	"	"
13	" 森づくり推進課	"	"
14	" 商工労働水産部 漁港漁場課	"	"

国の発注機関

	機 関 の 名 称	郵便番号	所 在 地
1	国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所	893 - 1207	肝属郡肝付町新富 1 0 1 3 - 1
2	" 川内川河川事務所	895 - 0075	薩摩川内市東大小路町 2 0 - 2
3	" 鹿児島国道事務所	892-0812	鹿児島市浜町 2 - 5
4	" 鹿児島営繕事務所	892 - 0812	鹿児島市浜町 2 - 5 - 1 鹿児島港湾合同庁舎
5	" 鹿児島港湾・空港整備事務所	892 - 0835	鹿児島市城南町 2 3 - 1
6	" 志布志港湾事務所	899 - 7191	志布志市志布志町帖 6 6 1 7 - 1 8 2
7	農林水産省 九州農政局 沖永良部農業水利事業所	891 - 9214	大島郡知名町知名 8 5

関係労働災害防止団体等

	機 関 の 名 称	郵便番号	所 在 地
1	建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部	890 - 8512	鹿児島市鴨池新町 6 - 10 鹿児島県建設センター内
2	一般社団法人鹿児島県建設業協会	890 - 8512	鹿児島市鴨池新町 6 - 10 鹿児島県建設センター内
3	鹿児島県森林土木協会	892 - 0816	鹿児島市山下町 9 - 15

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン

第1 趣旨・目的

道路工事、砂防工事等に伴う大規模な地山の掘削作業においては、斜面の安定性の観点から、通常は事前に詳細な地質調査が行われ、当該調査により把握した地質の状況と掘削高さによって事前に掘削勾配が決定される。しかし、各種工事の実施に伴う中小規模の地山の掘削作業では、十分な地質調査が事前になされておらず、施工開始後に設計図書が地質の状況を適切に反映していないことが判明する場合もある。また、掘削中の斜面は、降雨、湧水等により日々変化し、それらの変化が斜面崩壊につながり、労働災害が発生する場合がある。

このような労働災害を防止するため、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第355条では、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所等について調査することが事業者には義務付けられており、また、第358条では、明かり掘削の作業を行う場合には、点検者を指名し、日々の地山の点検を実施すること等が事業者には義務付けられている。そして、斜面崩壊による労働災害の防止を図るためには、点検により地山の状況を的確に把握すること及び工事関係者が点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性に関する情報を共有することが必要不可欠である。

このため、本ガイドラインは、主に、事業者（施工者）が発注者から請け負って行う明り掘削のうち斜面掘削を伴う工事（以下「斜面掘削工事」という。）に関して、安衛則第355条の調査及び第358条の点検のより適切な実施方法、施工者が発注者及び設計者と協力して斜面崩壊の危険性に関する情報を共有するために実施することが望ましい方法及びそれらの留意事項を示すこととする。

本ガイドラインにより、工事関係者が斜面崩壊による災害防止のために必要な対策を適切に実施することを促進し、もって斜面崩壊による労働災害の防止に資することとする。

第2 適用対象

本ガイドラインは、次の1の工事に伴う2の作業に適用する。

1 適用する工事

主に中小規模の斜面掘削工事を対象とする。ただし、大規模な掘削工事に本ガイドラインを適用することも差支えない。（土止め先行工法によるものを除く。）

2 適用する作業

(1) 設計者の作業

斜面の設計

(2) 施工者の作業

手掘り又は機械掘りによる斜面の掘削作業、擁壁工事等に伴う床掘り、型枠の組立・解体、床均し、丁張り、ブロック積み、コンクリート打設の作業等及びその施工管理

第3 用語の定義

本ガイドラインで使用する主な用語の定義は、労働安全衛生関係法令で規定されているもののほか、次によるものとする。

1 斜面等に関する定義

(1) 「斜面」とは、自然又は人工的に形成された傾斜している地山の面をいう。

(2) 「切土部」とは、工事の対象となる斜面のうち、掘削し、地山の土砂を取り去る部分をいう。

(3) 「残斜面」とは、工事の対象となる斜面のうち、掘削せずに傾斜を残しておく部分をいう。

(4) 「斜面崩壊」とは、斜面を形成する地山が安定性を失い崩壊することをいう。

(5) 中小規模の斜面掘削作業とは、切土部の掘削高さが概ね1.5メートル以上10メートル以下の斜面の掘削作業をいい、大規模な斜面掘削作業とは、切土部の掘削高さが概ね10メートルを超える斜面の掘削の作業をいう。

ただし、土止め先行工法による作業の場合はこの限りではない。

(6) 「ハード対策」とは、斜面崩壊の前兆である斜面の変状の進行を防止するための対策のうち、斜面を補強する等の工事計画の変更を伴うものをいう。

なお、「変状」とは、普通とは異なる状態のことであり、ここでは斜面崩壊の前兆現象として、

斜面自体に亀裂、はらみ等が発生している状態をいう。

2 設計業務・工事関係者等に関する定義

- (1)「発注者」とは、仕事を他の者から請け負わずに注文する者をいい、公的機関、民間機関及び個人のいずれも含むものとする。
- (2)「調査者」とは、発注者が調査業務を外注した場合における当該調査業務を行う建設関連業者（測量業者、地質調査業者、建設コンサルタント等）をいう。
- (3)「設計者」とは、発注者が設計業務を外注した場合における当該設計業務を行う建設関連業者（建設コンサルタント等）をいう。
- (4)「施工者」とは、斜面掘削工事を実際に行う者のことといい、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条。以下「安衛法」という。）第15条に規定する元方事業者及び関係請負人がいる場合には双方を含むものとする。

なお、発注者が施工業務を外注せず、当該発注者の施工担当部署が施工する場合には、本ガイドラインにおいては発注者と施工者の両方に該当するものとして取り扱う。
- (5)「点検者」とは、下記3の点検表による点検を行う者をいう。安衛則第358条に基づいて施工者が選任する点検者に加え、調査者及び設計者が点検を実施する場合における当該点検を行う者も含むものである。
- (6)「確認者」とは、点検者が行った点検内容に不備等が無いかを確認し、対応について判断する者をいう。点検者とは異なり、法令上、その選任が義務付けられているものではないが、調査者、設計者又は施工者が選任する確認者のいずれも含むものである。なお、確認者の選任に当たっては、点検者とは異なる者を選任するものとする。
- (7)「安全性検討関係者会議」とは、施工者が、変状の進行を確認した際に、斜面の状況を共有し、ハード対策等の実施の必要性を検討するために施工者が発注者に参加を要請して行う会議をいう。

3 点検表等に関する定義等

- (1)「点検表」とは、掘削する地山の状況を把握するため、設計者又は施工者が、目視等により点検を実施する場合の点検項目を一覧表にしたものをいい、以下の3種類がある。

- ・設計・施工段階別点検表（別紙1）
- ・日常点検表（別紙2）
- ・変状時点検表（別紙3）

3つの点検表の目的、点検時期は以下の から までのとおりであり、これらの点検表の使用単位は、地層ごととする。ただし、斜面の幅が長く、1枚の点検表を当該地層に適用することが困難な場合には、幅20メートル単位を目安として点検表を使用するものとする。

なお、日常点検表（ のア、ウ及びエの点検時期に限る。）は、安衛則第358条第1号において施工者に義務付けられている点検に係る事項であり、その他は、点検の実施が望ましいものとして点検表を示すものである。

設計・施工段階別点検表

設計及び施工工程の各段階において、地形、地質状況等の斜面崩壊に関する地盤リスクの有無を確認し、安全に作業ができる掘削勾配であるかを確認するために使用するもの。

点検時期は、次のとおりである。

ア 設計時、イ 施工計画時、ウ 丁張設置時、エ 掘削作業前
オ 掘削作業終了時

日常点検表

施工段階において、斜面崩壊の前兆である斜面の変状を発見するために使用するもの。

点検時期は、次のとおりである。

ア 毎日の作業開始前、イ 毎日の作業終了時、ウ 大雨時
エ 中震（震度4）以上の地震の後 等

変状時点検表

日常点検表で変状を確認した場合、変状の推移を観察し、斜面崩壊の危険性の有無を確認するために使用するもの。

点検は、変状の状況に応じて、必要な頻度で実施する。

- (2)「異常時対応シート」とは、施工者が、変状時点検表により変状の進行を確認した場合に、発

注者に当該斜面の異常、安全措置の状況等を元請事業者、発注者等に報告するため作成するシート（別紙４）をいう。

第４ 発注者、設計者及び施工者の協力等の必要性

斜面掘削工事は、多様な工法により実施され、関連作業も数多いことから、斜面掘削工事を安全に実施するためには、事前に斜面を形成する地山の状況を的確に把握し、その結果を設計・施工工程に反映することが必要である。

しかしながら、あらかじめ掘削箇所の全ての地質を把握することは困難であり、実際に掘削して初めて地山の状況が明らかになることも少なからずある。

このため、施工者は、施工途中で新たな地盤リスクが判明した場合には、その情報を速やかに発注者及び、設計者と情報を共有した上で、必要な対策について検討を行い、適切な措置を講じることが重要である。このとき、必要に応じ情報共有の対象に調査者を含めるものとする。

これらについては、安衛法第 31 条の 4 により発注者は、「その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない」とされていること及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において「設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとする。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとする。」とされていることに留意すること。

設計者、施工者等は、それぞれ、安衛則の規定、当該ガイドライン等に基づき、それぞれが第 5 及び第 6 に示す事項を確実に実施するとともに、平素より相互にコミュニケーションを円滑にし、適切に情報共有できるよう特に留意する必要がある。

第５ 設計者が設計を実施するに当たっての留意事項等

（１）的確な事前調査及び点検の実施

設計者は、工事の対象となる斜面の地山の地質の状況（土・岩質区分）地盤条件（斜面の安定性）等を適切に把握するため、調査者に実施させることも含め、必要に応じて文献調査、地表地質踏査、ボーリング等による地質調査等により事前調査を実施すること。

また、点検の実施に当たっては、設計者（点検を調査者に実施させる場合は調査者も含む）は、点検者を選任し、設計・施工段階別点検表により斜面の状態を点検させるとともに、確認者を選任して点検者が行った点検内容に不備等が無いかを確認すること。設計者は、設計・施工段階別点検表を発注者に提出するとともに、必要な対応を取ること。

（２）適切な詳細設計の実施

設計者は、事前調査及び点検の結果を踏まえ、工事数量算出要領及び各種設計基準・指針に照らして工法、掘削勾配等の詳細設計を検討すること。詳細設計の検討に当たっては、安衛法第 31 条の 4 の規定に留意し、安衛則に規定された勾配での掘削とする等、安衛法又はこれに基づく命令の規定を遵守した設計とすること。

（３）安全性検討関係者会議への参加

施工者から発注者に異常時対応シートが提出され、発注者から安全性検討関係者会議への参加を要請された場合は、同会議に出席すること。

第６ 施工者の実施事項

１ 元方事業者が実施すべき事項

（１）統括安全衛生管理体制の確立及び適切な統括安全衛生管理の実施

元方事業者は、現場の規模に応じて統括安全衛生責任者を選任する等により、安衛法に基づく統括安全衛生管理体制を確立するとともに、特に安衛法第 30 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する次の事項に重点を置き、斜面掘削工事現場での統括安全衛生管理を徹底しなければならない。

協議組織を設置し、その会議を定期的開催して、斜面に関する情報を共有する。

毎作業日に、関係請負人が行う作業の連絡・調整を随時行う。

毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視する。

(2) 作業主任者の選任

元方事業者が自ら2 m以上の高さの斜面を掘削する作業を行うときには、安衛則第359条の規定に基づき、地山の掘削作業主任者を選任し、その者の指揮により、当該作業を行わなければならない。

(3) 関係請負人に対する技術上の指導等

元方事業者は、安衛法第29条の2の規定に基づき、工事を実施する関係請負人がその場所に係る危険を防止するための措置を適正に講ずるとともに、第30条第1項第4号の規定に基づき、関係請負人が、点検者に対して適切に知識を付与できるよう、技術上の指導、必要な資材、場所等の提供等を実施しなければならない。

(4) 掘削作業を行う箇所の調査

施工者は、安衛則第355条の規定に基づき、地山の掘削作業を行う箇所の調査を行わなければならない。

なお、発注者、調査者又は設計者が同条に規定する「適当な方法」によって行った調査結果を調べることも同条に規定する「適当な方法」による調査に含まれることとされている。

(5) 点検の実施

元方事業者が自ら掘削の作業を行う場合には、安衛則第358条の規定に基づき、点検者を指名して、作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後に斜面の状況を点検させなければならない。点検に当たっては、日常点検表を使用すること。

(6) 点検結果を踏まえた危険防止のための措置の実施

元方事業者は、点検者による点検結果を踏まえ、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合は、安衛則第361条の規定に基づき、当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

2 元方事業者が実施することが望ましい事項

(1) 適切な施工計画書の作成

元方事業者は、発注者から示された仕様書、発注者から得られた斜面の地盤条件の情報等や設計者による設計・施工段階別点検表等の点検結果、自ら実施した現地踏査時の点検結果、必要に応じて自ら実施する地質調査、過去に周辺で行われた類似工事の施工情報及び施工の安全性を十分考慮し、安衛法第28条の2の規定に基づきリスクアセスメントを実施した上で、(2)から(5)の事項を含んだ施工計画書を作成し、発注者に提出すること。

(2) 適切な施工費等の計上

当該変更工事の一部を関係請負人に請け負わせるに当たっては、安全対策に要する経費を含む適切な経費を計上すること。

(3) 斜面の点検及び確認の適切な実施、点検結果に基づく措置等

元方事業者は、点検者を選任し、第3の3の(1)のイからオの各段階においては設計・施工段階別点検表により、のアからエの時期においては日常点検表により、日常点検表で変状を確認した場合は変状時点検表により、斜面の状態を点検させるとともに、確認者を選任して点検者が行った点検内容に不備等がないかを確認し、斜面の状況に応じて適切な措置(関係請負人に対する必要な指示を含む。)を講ずること。

点検者の選任に当たっては、各種点検が適切に実施されるよう、必要な知識を有する適切な点検者を選任すること。今後、点検者に選任する可能性のある自らの労働者に対しては、あらかじめ必要な知識を付与した上で、十分に点検の補助等の実務経験を積ませるよう留意すること。

また、確認者については、統括安全衛生責任者又はこれに準ずる者を確認者を選任すること。

(4) 異常時対応シートの作成及び発注者への報告

変状時点検で変状の進行を確認した場合、異常時対応シートを作成し、当該斜面の異常、安全措置の状況等を発注者に報告すること。

(5) 安全性検討関係者会議の開催及びその結果を受けた工事の変更

元方事業者は、異常時対応シートを作成し、発注者に報告した場合、安全性検討関係者会議を開催し、発注者に参加を要請して、異常時対応シート記載事項により報告した斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。労働災害防止のための措置が決定された場合には、施工計画書を変更し、当該変更された施工計画書に基づき工

事を実施すること。

3 関係請負人が実施すべき事項

(1) 安全衛生管理体制の確立

元方事業者の構築する上記1(1)の統括安全衛生管理体制に対応し、安全衛生責任者等を選任するとともに、安衛法第32条第1項の規定に基づき、上記1(1)からまでの措置に応じて、統括安全衛生責任者と必要な連絡調整を行い、特に斜面に関する情報を適切に把握する等、必要な措置を講じなければならない。

(2) 掘削作業を行う箇所の調査

施工者は、安衛則第355条の規定に基づき、地山の掘削作業を行う箇所の調査を行わなければならない。

なお、発注者、調査者又は設計者が同条に規定する「適当な方法」によって行った調査結果を調べることも同条に規定する「適当な方法」による調査に含まれることとされている。

(3) 作業主任者の選任

2m以上の高さの斜面を掘削する作業を行うときには、安衛則第359条の規定に基づき、地山の掘削作業主任者を選任し、その者の指揮により、当該作業を行わなければならない。

(4) 斜面の点検、確認のための報告、点検結果に基づく措置の実施等

関係請負人は、安衛則第358条の規定により、点検者を指名して、作業を開始する前、大雨の後及び中心以上の地震の後には斜面の状況を点検させなければならない。点検に当たっては、日常点検表を使用すること。

4 関係請負人が実施することが望ましい事項

関係請負人は、2の(1)から(5)の事項を、元方事業者とも連携して実施すること。

5 元方事業者及び関係請負人が実施すべき事項

(1) 安全衛生教育の確実な実施

元方事業者及び関係請負人は、発注者や関係団体の協力を得て、作業に従事する労働者に対して計画的な安全衛生教育を実施する。また、新規入場者に対する教育を確実に実施しなければならない。

(2) 緊急時の退避

元方事業者及び関係請負人は、変状が極めて早く進行し、斜面崩壊による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させなければならない。

6 元方事業者及び関係請負人が実施することが望ましい事項

(1) リスクアセスメントの実施

元方事業者及び関係請負人は、リスクアセスメントを実施した上で、元方事業者の作成する施工計画書及び元方事業者が作成する作業箇所の状況に応じた作業計画を作成し、その作業計画に基づき作業を行うこと。なお、関係請負人が作業計画を作成するに当たって活用できるよう、元方事業者は自ら行ったリスクアセスメントの結果や、必要に応じて発注者の実施した事前調査及び点検の結果、施工計画書において安全確保上留意した事項に関する情報等を提供すること。

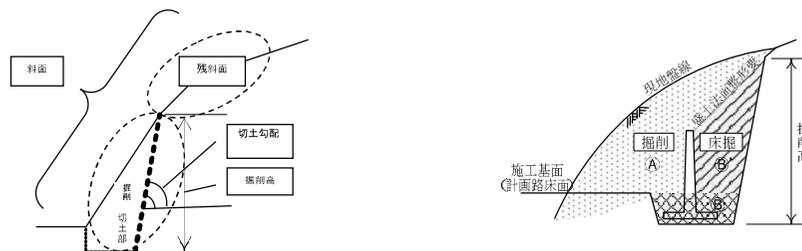
(2) 避難訓練の実施

元方事業者及び関係請負人は、斜面崩壊による労働災害を防止するため、工事の各作業(上記第2の2の(2)の各作業をいう。)を行うに当たり、関係請負人を含めた避難訓練を1回以上実施すること。避難訓練においては、斜面崩壊が発生した際にすべての労働者が安全に避難できることを確認するとともに、避難訓練の結果を検討し、必要に応じて避難の方法を改善すること。

- この点検表は、掘削する地山の露頭（①調査・設計、②施工計画）、表面（③丁張り）、内部（④掘削作業前時 ⑤掘削終了時）と斜面の状況が確認できる状態ごとに特に注意の必要な切土部の調査項目をチェックするためのものである。1項目でも「有」があれば安全性の検討を行い、安全な切土こう配とするなど、施工の安全性を確保してから次の段階に進む。
- この点検表は主に切土部の掘削高さが概ね10メートル以下の掘削作業に用いる。

有無未に○印をつける： 有=現象がある / 無=現象がない / 未=未確認（確認できない）

工事箇所名			有無未に○印をつける： 有=現象がある / 無=現象がない / 未=未確認（確認できない）					
位置	要因	項目	現象（確認内容）	①調査・設計	②施工計画	③丁張	掘削	
							④作業前時	⑤終了時
残斜面	地形	地すべり地	亀裂、段差、等高線の乱れ等がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		浮石・転石	不安定な状況にある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		オーバーハング	新鮮な崩壊が認められる	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	周辺状況	植生	周辺の植生と異なるまたは竹林等がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
構造物		クラックなどの変状がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無	
切土部	地質等 (土・岩質)	崩積土・強風化斜面	不均一で軟弱な土質である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		砂質土等	特に浸食に弱い土質である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		風化が速い岩	表層から土砂化する岩である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		割れ目の多い岩	亀裂が多く、もろい岩である	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	構造	流れ盤	流れ盤亀裂で簡単にはく離する	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
		破碎帯など	すべる可能性がある弱層がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	湧水	地下水	常時・多量の湧水、湧水に濁りがある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
	凍結	凍結融解	凍結・融解が著しく起こる	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無
災害記録	斜面崩壊	近傍工事箇所で崩壊履歴がある	有 無 未	有 無 未	有 無 未	有 無	有 無	
備考	「有」と記入した場合、状況や対応を記入する。							
月/日 点検者サイン				/	/	/	/	/
施工の安全性の確保ができています 月/日 確認者サイン				/	/	/	/	/



異常時対応シート

別紙4

(第 報)

令和 年 月 日 AM/PM 時 分

工事名 (業務名)			請負者 (受注者)		
送付先	氏名			職種	
	連絡先				
連絡者	氏名			職種	
	連絡先				
異常確認日時	平成 年 月 日 () 時 分				
異常確認箇所					
異常確認時の 作業内容					
進行した 変状の種類	切土部	<input type="checkbox"/> ①切土こう配 <input type="checkbox"/> ②亀裂 <input type="checkbox"/> ③はらみ <input type="checkbox"/> ④落石 <input type="checkbox"/> ⑤崩壊 <input type="checkbox"/> ⑥湧水 <input type="checkbox"/> ⑦浮石・転石			
	残斜面及び周辺	<input type="checkbox"/> ②亀裂 <input type="checkbox"/> ③はらみ <input type="checkbox"/> ④落石・ <input type="checkbox"/> ⑤崩壊 <input type="checkbox"/> ⑦浮石・転石 <input type="checkbox"/> ⑧樹木 <input type="checkbox"/> ⑨構造物			
	ほか	<input type="checkbox"/> ⑫特記すべき現象 <input type="checkbox"/> ⑬その他 ()			
変状状況	別紙に添付	<input type="checkbox"/> 現場写真 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 横断面 <input type="checkbox"/> その他 ()			
現在の 措置状況 (応急措置)	措置判断者 (確認者名)				
	<input type="checkbox"/> 引き続き変状を観察する(措置なし) <input type="checkbox"/> 変状のモニタリングを実施する <input type="checkbox"/> 監視員を配置する <input type="checkbox"/> 変状のある付近を立入禁止にする <input type="checkbox"/> 変状のある付近での作業を中断し、退避する <input type="checkbox"/> その他 ()				
※現時点で不明な点については「不明」と記入					
対応指示・ 結果報告	今後の対応に関する 指示事項				
	対応結果報告				
	対応内容				
緊急連絡先	<input type="checkbox"/> 発注者		TEL		
	<input type="checkbox"/> 施工者(本社)		TEL		
	<input type="checkbox"/> 施工者(現場)		TEL		
	<input type="checkbox"/> 専門工事業者		TEL		
	<input type="checkbox"/> 設計者		TEL		
	<input type="checkbox"/> 調査者		TEL		

土石流による労働災害防止のためのガイドライン

第 1 趣旨

平成 8 年 12 月に長野県と新潟県の県境をなす蒲原沢で発生した土石流災害により、23 人が死傷するという重大災害が発生した。労働省では、水災害の重大性にかんがみ設置された「労働省 12.6 蒲原沢土石流災害調査団」による提言を踏まえ、労働安全衛生規則の改正を行ったところである(平成 10 年労働省令第 1 号)。

本ガイドラインは、改正労働安全衛生規則と相まって、土石流による労働災害の防止対策のより一層的確な推進を図るため、改正労働安全衛生規則において規定された事項のほか、事業者が講ずることが望ましい事項及び従来の労働安全衛生関係法令において規定されている事項のうち土石流による労働災害防止のために重要なものを一体的に示すことを目的とするものである。

事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した土石流に対する安全対策を講ずるよう努めるものとする。

第 2 適用等

1 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は以下のとおりである。

- (1) 土石流
土砂又は巨れきが水を含み、一体となって流下する現象をいう。
- (2) 河川
河道及び河岸をいう。
- (3) 24 時間雨量
ある時点の 24 時間前から当該時点までの降雨量をいう。
- (4) 時間雨量
ある時点の 1 時間前から当該時点までの降雨量をいう。

2 適用

本ガイドラインは、以下のいずれかに該当する河川(以下「土石流危険河川」という。)において、建設工事の作業を行う場合に適用する。ただし、臨時の作業には適用しない。

- (1) 作業場所の上流側(支川を含む。以下同じ。)の流域面積が 0.2km² 以上であって、上流側の 0.2km における平均河床勾配が 3° 以上の河川
- (2) 市町村が「土石流危険溪流」として公表している河川
- (3) 都道府県又は市町村が「崩壊土砂流出危険地区」として公表している地区内の河川

第 3 事業者の実施する事項

1 作業着手前の調査事項

事業者は、次に掲げるところにより、作業に着手する前にあらかじめ調査を実施すること。

(1) 地形等の調査

事業者は、作業場所から上流の河川(支川を含む。以下同じ)及びその周辺に関して次に掲げる事項を調査すること。

- イ 河川の形状、流域面積及び河床勾配
- ロ 河川の周辺における崩壊地の状況
- ハ 河川の周辺における積雪の状況
- ニ 河川及びその周辺における砂防施設、道路施設等の状況
- ホ 河川の周辺における各地方気象台の定める大雨注意報基準等

(2) 過去の土石流の発生状況

事業者は、必要に応じ、作業場所から上流の河川の周辺における過去の土着流の発生の有無を調査し、土石流の発生が認められた場合には、次に掲げる事項を調査すること。

- イ 土石流の発生原因、流下・堆積状況、推定流下速度等
- ロ 土石流発生推定時点での雨量等の状況

2 土石流による労働災害防止のための規程の策定

事業者は、土石流による労働災害を防止するため、あらかじめ、1 の調査結果を踏まえ、次に掲げる事項についての規程を定めること。

- (1) 降雨量等の把握の方法
- (2) 降雨又は融雪があった場合に講ずる措置
- (3) 地震が発生した場合に講ずる措置
- (4) 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置
- (5) 土石流が発生した場合の警報及び避難の方法
- (6) 避難の訓練の内容及び時期

3 降雨量等の把握の方法

事業者は、次に掲げる事項について、それぞれその定めるところにより把握すること。

(1) 降雨量

イ 事業者は、降雨量が土石流の早期把握等の措置を講ずるための降雨量基準(以下「警戒降雨量基準」という。)に達していないことを確認するため、作業の開始又は再開の時に 24 時間雨量を、その後 1 時間ごとに時間雨量を雨量計による測定等適切な方法により把握すること。

ロ 事業者は、雨量計を設置して降雨量を把握する場合には、雨量計の選択及びその設置場所の選定を適切に行うこと。

(2) 気温の把握

事業者は、積雪のあるときは、必要に応じ、温度計による測定等適切な方法により気温を把握すること。

4 降雨の場合に講ずる措置

事業者は、降雨に関して次に掲げる事項を実施すること。

(1) 警戒降雨量基準の設定

事業者は、土石流の発生に備えるため、次に掲げるところにより、警戒降雨量基準を定めること。

イ 24 時間雨量に係る警戒降雨量基準を定めること。この場合、同基準は各地方気象台の定める 24 時間雨量に係る大雨注意報基準を上回ってはならないこと。

ロ 必要に応じ、イの 24 時間雨量に係る警戒降雨量基準に加え、その他の降雨量に関する基準等により警戒降雨量基準を定めること。

(2) 警戒降雨量基準に達した場合に講ずる措置

事業者は、降雨量が(1)の警戒降雨量基準に達した場合は、次のイからハのいずれかに掲げる措置を講ずること。

イ 作業中止及び退避

作業を中止し、速やかに労働者を安全な場所に退避させること。

ロ 監視人の配置による土石流発生の検知

(イ) 監視人の配置場所

監視人の配置場所の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

- a 河川の状況に応じ、支川において発生・流下してくる土石流も監視できること
- b 監視人が土石流を発見できる位置から作業場所までの距離を地質・河床勾配等に応じて想定される土石流の流下速度(5~20m/s、以下同じ。)で除して得られる時間内にすべての労働者を避難させることができること

(ロ) 警報用の設備の作動

監視人が土石流を発見したときに直ちに警報用の設備を作動させることのできる措置を講ずること。

(ハ) 監視人の安全確保

監視人の安全を確保するための措置を講ずること。

ハ 土石流検知機器による土石流発生の検知

(イ) 検知機器の選定

検知機器の選定に当たっては、各検知機器の種類ごとの特性、地形条件、管理・操作性等に十分留意すること。また、誤作動に配慮し、警報装置が作動した際に、実際に土石流が発生したかどうかを確認するため、監視カメラの併用等についても検討すること。

(ロ) 検知機器の設置場所

検知機器場所の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

- a 河川の状況に応じ、支川において発生・流下してくる土石流を監視できること
- b 土石流を検知できる位置から作業場所までの距離を地質・河床勾配等に応じて想定される土石流の流下速度で除して得られる時間内にすべての労働者を避難させることができること

(ハ) 警報用の設備の作動

検知機器は、土石流を検知した場合に自動的に警報用の設備を作動させる機能を備えたものとする。

(二) 検知機器の点検

検知機器については、正常に作動することを確認するため、機器ごとの点検仕様等に定めるところにより点検を実施すること。

(3) (2)に掲げる措置の解除の条件

事業者は、降雨量が(1)に定める警戒降雨量基準に達した後において、(2)に掲げる措置を解除する場合にあっては、次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 降雨量が(1)で定める警戒降雨量基準に達していないこと。

ロ 降雨量が警戒降雨量基準に達してから連続 12 時間以上の降雨の中断があること。

5 融雪又は地震の場合に講ずる措置

事業者は、融雪又は地震の場合に次に掲げる事項を実施すること。

(1) 融雪時に講ずる措置

事業者は、作業場所から上流の河川の周辺に積雪がある場合で、積雪深、気温の変化等により融雪を把握した際には、その把握結果に基づき、降雨に融雪が加わることを考慮して、積雪の比重を積雪深の減少量に乗じて降水量に換算し降雨量に加算する等適切な措置を講ずること。

(2) 地震を把握したときに講ずる措置

事業者は、作業場所において中震以上の地震を把握した際には、いったん作業を中止し、土石流の前兆となる現象の有無を確認する等適切な措置を講ずること。

6 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置

事業者は、河川の流水の急激な減少、濁りの発生等の土石流の発生の前兆となる現象を把握した際には、いったん作業を中止し、その現象の継続の有無を監視する等適切な措置を講ずること。

7 警報及び避難の方法等

事業者は、警報及び避難に関し、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 警報用の設備の設置等

イ 警報用の設備の設置

事業者は、土石流の発生による労働災害の発生の危険があることを把握した際に、これに関係労働者に速やかに知らせるため、サイレン、非常ベル、一斉通報の可能な放送設備、携帯用拡声器、回転灯等の警報用の設備を適切な場所に設置すること。

ロ 関係労働者への周知

事業者は、関係労働者に対して、警報用の設備の設置場所、使用方法及び警報の種類を周知させること。

ハ 警報用の設備の有効性の保持

事業者は、警報用の設備を常時有効に作動するように保持しておくこと。

(2) 避難用の設備の設置等

イ 避難場所の設定

事業者は、土石流発生時における安全な避難場所を定め、関係労働者に周知させること。

ロ 避難用の設備の設置

事業者は、土石流の発生により労働災害の発生の危険があることを実際に把握した際に、労働者を速やかに安全な場所に避難させるために、登り栈橋、はしご等の避難用の設備を設けること。

ハ 関係労働者への周知

事業者は、避難用の設備の設置場所及び使用方法を関係労働者に周知させること。

ニ 避難用の設備の有効性の保持

事業者は、避難用の設備を常時有効に保持すること。

8 土石流による労働災害発生の急迫した危険がある際の退避

事業者は、土石流の発生を把握したとき、土砂崩壊により天然ダムが形成されていることを把握したとき等、土石流による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止

し、労働者を安全な場所に退避させること。

9 避難訓練の内容及び時期

事業者は、避難訓練に関し、以下に掲げる事項を実施すること。

(1) 避難訓練の時期及び内容

事業者は、すべての関係労働者を対象に、次に掲げるところにより避難訓練を実施すること。

イ 事業者は、避難訓練を工事開始後遅滞なく1回、その後6月以内ごとに1回実施すること。避難訓練においては、土石流が発生した際にすべての労働者が安全に避難できることを確認すること。

ロ 事業者は、工事の進捗に伴い避難設備等の変更等を打った場合には必要に応じて避難訓練を実施すること。

(2) 避難訓練の結果の記録及び検討

イ 事業者は、避難訓練を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存すること。

(イ) 実施年月日

(ロ) 訓練を受けた者の氏名

(ハ) 訓練の内容

ロ 事業者は、避難訓練の結果を検討し、土石流が発生した際に労働者を安全に避難させるため必要な改善を行うこと。

10 安全衛生教育

事業者は、次に掲げるところにより安全衛生教育を実施すること。

(1) 施工計画を作成する者に対する教育

事業者は、施工計画を作成する者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項について教育を行うこと。

イ 土石流に関する基礎知識

ロ 事前調査結果の評価方法

ハ 土石流による労働災害防止のための具体的手法

ニ 監視人の配置並びに土石流検知機器、警報用の設備及び避難用の設備の種類及び設置場所の選定

ホ 土石流による災害事例

(2) 現場の安全管理を行う責任者に対する教育

事業者は、現場の安全管理を行う責任者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項について教育を実施すること。

イ 土石流に関する基礎知識

ロ 警戒降雨量基準の設定及び降雨量等の評価

ハ 土石流による労働災害防止のための具体的措置

ニ 監視人の配置並びに土石流検知機器、警報用の設備及び避難用の設備の種類及び設置場所の選定

ホ 土石流による災害事例

(3) 現場で作業を行う労働者に対する教育

事業者は、現場で作業を行う労働者に対し、新規入場時及びその他必要な時期に次に掲げる事項について教育を行うこと。

- イ 土石流に関する基礎知識
- ロ 土石流による労働災害防止のための具体的措置
- ハ 警報用の設備及び避難用の設備の設置場所及び使用方法
- ニ 土石流による災害事例

第4 元方事業者等の実施する事項

1 元方事業者の講ずる措置

元方事業者は、以下に掲げる事項を実施すること。

(1) 協議会等の設置

元方事業者は、すべての関係請負人が参加する労働災害防止のための協議会等を設置し、次に掲げる事項を協議すること。

- イ 降雨量等の把握方法
- ロ 警戒降雨量基準の設定及びその基準に達した場合に講ずる措置
- ハ 融雪又は地震の場合に講ずる措置
- ニ 土石流の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置
- ホ 避難及び警報に関する事項
- ヘ 避難訓練の内容及び時期

(2) 警報の統一

イ 元方事業者は、土石流が発生したとき又は発生するおそれがあるときに行う警報を统一的に定め、これを関係請負人に周知させること。

ロ 元方事業者及び関係請負人は、土石流が発生したとき又は発生するおそれがあるときには、イで统一的に定められた警報を行うこと。

(3) 避難訓練の統一等

イ 元方事業者は、関係請負人が実施する避難訓練について、その実施時期及び実施方法を统一的に定め、これを関係請負人に周知すること。

ロ 元方事業者及び関係請負人は、イで统一的に定められた実施時期及び実施方法により避難訓練を行うこと。

ハ 元方事業者は、関係請負人が行う避難訓練に対して、必要な指導及び資料の提供等の援助を行うこと。

(4) 関係請負人に対する技術上の指導等

元方事業者は、関係請負人が講ずべき措置が適切に実施されるように、技術上の指導その他必要な措置を講ずること。

2 異なる元方事業者が近接して作業を行う際に講ずる措置

元方事業者は、土石流危険河川において、他の元方事業者と近接して作業を行う場合には、以下に掲げる事項を実施すること。

(1) 複数の元方事業場が同一の土石流により被害の発生するおそれのある場所で同時に工事を施工している場合には、すべての元方事業者が参加する労働災害防止のための協議会等を設置して統一的な安全管理を行うこと。

この場合、複数の発注機関が近接して工事を発注しているときにあっては、必要に応じ、

発注機関間の協議結果を反映した統一的な安全管理を行うこと。

(2) 各元方事業者は協議会で決定された事項を関係請負人に連絡する体制を確立すること。

(3) 協議会等においては、以下の事項を協議すること。

イ 降雨量等の把握方法

ロ 警戒降雨量基準の設定及びその基準に達した場合に講ずる措置

ハ 融雪又は地震の場合に講ずる措置

ニ 土石流の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置

ホ 避難及び警報に関する事項

ヘ 避難訓練の内容及び時期

鹿児島県建設工事関係者連絡会議を開催

令和4年6月3日(金) 14時～ 県民交流センター大研修室第1にて開催

令和3年の休業4日以上之死傷者数(以下「死傷者数」という。)は、前年と比較して156人(7.4%)増加の2,256人となり、過去10年で最多となりました。約四半世紀前の平成9年当時の水準となっています。また、死亡者数は22人で前年より8人増加しました。

建設業における令和3年の死傷者数は、299人で前年より6人(2.0%)減少しましたが、死亡者数は5人で前年より2人増加しました。死傷者数はここ7年ほど300人前後で増減を繰り返しており、引き続き予断を許さない状況です。

労働災害防止対策は、一次的には施工者自らが講ずべきものですが、建設工事においては、重層下請関係も存在し、発注者、施工者、労働局が連携して労働災害防止対策を進めていくことがより効果的です。

このため、鹿児島労働局においては、令和4年度も建設工事における同対策の徹底を期すべく「鹿児島建設工事関係者連絡会議」を開催いたします。この連絡会議では、国や県の発注機関、建設業関係団体、労働災害防止団体及び鹿児島労働局が協力した取組を話し合い、労働災害の一層の減少を図ることとしています。

1 日 時 : 令和4年6月3日(金) 14:00～15:50

2 場 所 : かがしま県民交流センター 大研修室第1
鹿児島市山下町14番50号

3 鹿児島建設工事関係者連絡会議の構成員

国土交通省九州地方整備局(大隅河川国道事務所、川内川河川事務所、鹿児島国道事務所、鹿児島宮繕事務所、鹿児島港湾・空港整備事務所、志布志港湾事務所)、農林水産省九州農政局(沖永良部農業水利事業所)、鹿児島県(土木部、商工労働水産部、農政部、環境林務部)、鹿児島県建設業協会、鹿児島県建築協会、鹿児島県港湾漁港建設協会、鹿児島県電設協会、鹿児島県管工事業協同組合連合会、建設業労働災害防止協会鹿児島県支部、鹿児島労働局(労働基準部健康安全課)

4 内 容(予定)

- (1) 建設業における安全衛生対策の推進について
- (2) 建設業に対する監督指導結果について
- (3) 協議・意見交換等

※ 取材について

- (1) 撮影等の取材を希望される場合は、6月2日（木）12:00までに、担当者（健康安全課 壺屋）まで御連絡ください。
- (2) 撮影は、協議・意見交換等を除く部分といたします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策として、参加者は全員マスク着用をお願いしておりますことから、取材に際しましてもマスク着用をお願いいたします。

（労働基準部健康安全課）

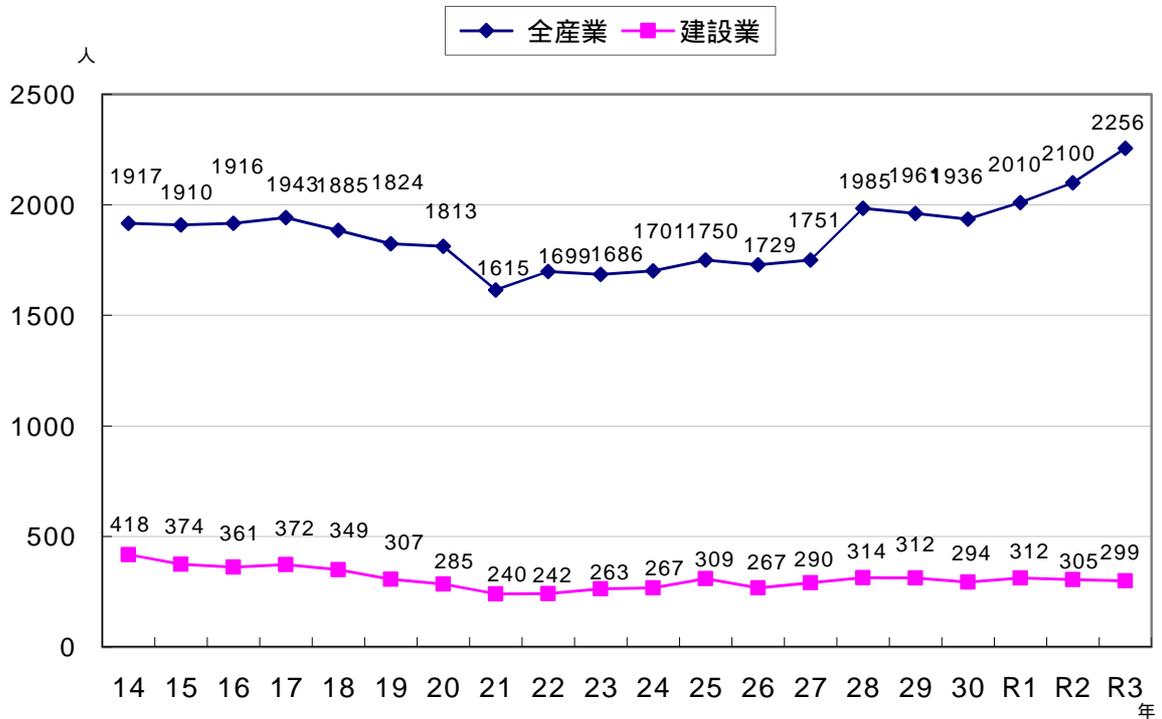
※ 参考資料

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 全産業及び建設業における労働災害発生状況の推移 | 資料1 |
| (2) 令和3年 業種別死傷災害発生状況（確定） | 資料2 |
| (3) 令和4年 業種別死傷災害発生状況（4月末速報） | 資料3 |

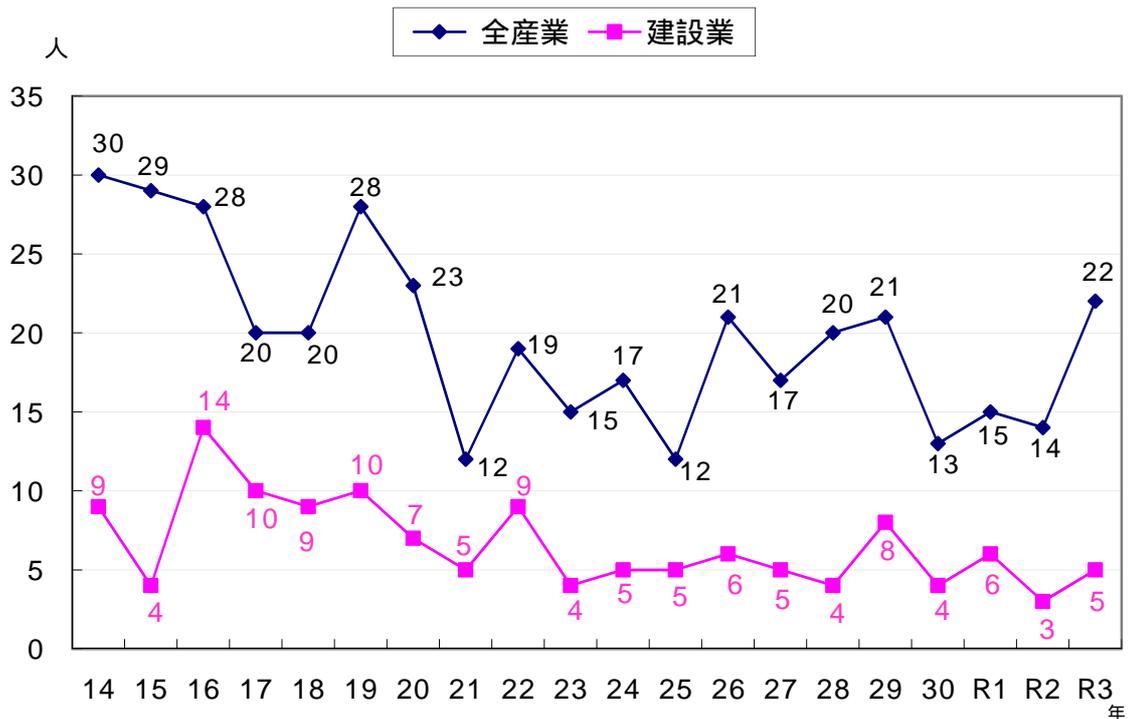
全産業及び建設業における労働災害発生状況の推移

(鹿 児 島 県)

死傷者数 (休業4日以上)



死亡者数



令和3年確定値

業種別死傷災害発生状況 及び 第13次労働災害防止計画（13次防）進捗状況

〔 13次防対象期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日〕

〔 13次防目標値：平成29年に比較して 2022年までに死傷災害5%減（各年目標は年1%減の累積値） 死亡災害各年25%減〕

鹿児島労働局

業種別 死傷災害発生状況								
業種	年	令和3年 (確定値)		令和2年 (確定値)		対前年 増減数		対前年増減率
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	
全産業		2256	22	2100	14	156	8	7.4% 57.1%
1 製造業		384	2	378	2	6	0	1.6% 0.0%
1 食料品製造業		211		211		0	0	0.0%
4 木材・木製品製造業		25		20		5	0	25.0%
9 窯業土石製品製造業		19		19		0	0	0.0%
11～12 金属製品製造業		24		27	1	-3	-1	-11.1% -100.0%
13～15 機械器具製造業		44	1	45		-1	1	-2.2%
上記以外の製造業		61	1	56	1	5	0	8.9% 0.0%
2 鉱業		2	1	3	0	-1	1	-33.3%
3 建設業		299	5	305	3	-6	2	-2.0% 66.7%
1 土木事業		120	3	112	2	8	1	7.1% 50.0%
2 建築事業		132	1	159	1	-27	0	-17.0% 0.0%
3 その他の建設業		47	1	34		13	1	38.2%
4 運輸交通業		223	2	215	2	8	0	3.7% 0.0%
1 鉄道・航空機業		10		7		3	0	42.9%
2 道路旅客運送業		18		14		4	0	28.6%
3 道路貨物運送業		193	2	194	2	-1	0	-0.5% 0.0%
4 その他の運輸交通業		2		0		2	0	
5 貨物取扱業		17	0	14	0	3	0	21.4%
1 陸上貨物取扱業		3		4		-1	0	-25.0%
2 港湾運送業		14		10		4	0	40.0%
6 農林業		97	5	104	2	-7	3	-6.7% 150.0%
1 農業		44	2	53		-9	2	-17.0%
2 林業		53	3	51	2	2	1	3.9% 50.0%
7 畜産・水産業		112	1	101	1	11	0	10.9% 0.0%
8 商業		280	2	269	3	11	-1	4.1% -33.3%
1 卸売業		36	1	41		-5	1	-12.2%
2 小売業		220	1	190	3	30	-2	15.8% -66.7%
3 理美容業		4		4		0	0	0.0%
4 その他の商業		20		34		-14	0	-41.2%
9 金融・広告業		25	0	18	0	7	0	38.9%
11 通信業		21	0	33	0	-12	0	-36.4%
12 教育・研究業		32	0	30	0	2	0	6.7%
13 保健衛生業		490	0	368	0	122	0	33.2%
1 医療保健業		242		158		84	0	53.2%
2 社会福祉施設		241		202		39	0	19.3%
3 その他の保健衛生業		7		8		-1	0	-12.5%
14 接客娯楽業		119	0	103	0	16	0	15.5%
1 旅館業		23		26		-3	0	-11.5%
2 飲食店		60		44		16	0	36.4%
3 その他の接客娯楽業		36		33		3	0	9.1%
上記以外の事業		155	4	159	1	-4	3	-2.5% 300.0%
10 映画・演劇業		0		0		0	0	
15 清掃・と畜業		83	4	76		7	4	9.2%
16 官公署		0		2		-2	0	-100.0%
17 その他の事業		72		81	1	-9	-1	-11.1% -100.0%
陸上貨物運送事業（4・3・5・1）		196	2	198	2	-2	0	-1.0% 0.0%
第三次産業（8～17）		1122	6	980	4	142	2	14.5% 50.0%

13次防目標値 進捗状況					
令和3年 目標値		対目標値 増減数		対目標値 増減率	
(死傷者数の目標値は29年確定値の4%減、死亡者数の目標値は同25%減の数値としている)				(死傷者数・死亡者数ともに、以下の数値が0%以下のマイナス値となった場合は目標値を達成していることを示す)	
死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
1883	15	373	7	19.8%	46.7%
362	1	22	1	6.1%	100.0%
227	1	-16	-1	-7.0%	-100.0%
25		0		0.0%	
18		1		5.6%	
29		-5	0	-17.2%	
20		24		120.0%	
43		18		41.9%	
6	0	-4	1	-66.7%	
300	5	-1	0	-0.3%	0.0%
113	3	7	0	6.2%	0.0%
137	2	-5	-1	-3.6%	-50.0%
49		-2	1	-4.1%	
181	2	42	0	23.2%	0.0%
11		-1	0	-9.1%	
15		3		20.0%	
155	2	38	0	24.5%	0.0%
1		1	0	100.0%	
31	1	-14	-1	-45.2%	-100.0%
10	1	-7	-1	-70.0%	-100.0%
21		-7	0	-33.3%	
99	2	-2	3	-2.0%	150.0%
53		-9		-17.0%	
46	2	7	1	15.2%	50.0%
100	2	12	-1	12.0%	-50.0%
241	1	39	1	16.2%	100.0%
37	0	-1	1	-2.7%	
176	1	44	0	25.0%	0.0%
3		1		33.3%	
25		-5		-20.0%	
22	0	3	0	13.6%	
17	0	4	0	23.5%	
19	0	13	0	68.4%	
270	0	220	0	81.5%	
105		137		130.5%	
159		82		51.6%	
6		1		16.7%	
110	0	9	0	8.2%	
26		-3		-11.5%	
58		2		3.4%	
27		9		33.3%	
125	1	30	3	24.0%	300.0%
0		0			
67	1	16	3	23.9%	300.0%
0		0			
58		14	0	24.1%	
164	3	32	-1	19.5%	-33.3%
804	2	318	4	39.6%	200.0%

死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもので、
 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 下段の陸上貨物運送事業（4・3・5・1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 13次防目標値については1未満の端数値を四捨五入処理しているため、業種合計値ないし全産業合計値が一致しない場合があります。

令和3年確定値

業種別 事故の型別・年齢別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

事故の型別									年齢別						
業種	順位	令和3年 (確定値)		人数	割合	順位	令和2年 (確定値)		人数	割合	令和3年 (確定値)		令和2年 (確定値)		増減数 人数
		人数	割合				人数	割合			人数	割合	人数	割合	
全産業	1	転倒	514	22.8%	1	転倒	497	23.7%	~19歳	37	1.6%	42	2.0%	-5	
	2	墜落・転落	387	17.2%	2	墜落・転落	410	19.5%	20歳~29歳	251	11.1%	202	9.7%	49	
	3	動作の反動・無理な動作	348	15.4%	3	動作の反動・無理な動作	284	13.5%	30歳~39歳	350	15.5%	285	13.8%	65	
	4	はさまれ・巻き込まれ	198	8.8%	4	はさまれ・巻き込まれ	166	7.9%	40歳~49歳	413	18.3%	416	20.1%	-3	
	5	その他	182	8.1%	5	切れ・こすれ	146	7.0%	50歳~59歳	503	22.3%	506	24.4%	-3	
									60歳~	702	31.1%	649	31.3%	53	
製造業	1	転倒	103	26.8%	1	転倒	109	28.8%	~19歳	4	1.0%	11	2.9%	-7	
	2	はさまれ・巻き込まれ	62	16.1%	2	墜落・転落	62	16.4%	20歳~29歳	37	9.6%	38	10.2%	-1	
	3	墜落・転落	57	14.8%	3	はさまれ・巻き込まれ	54	14.3%	30歳~39歳	78	20.3%	54	14.4%	24	
	4	動作の反動・無理な動作	36	9.4%	4	切れ・こすれ	42	11.1%	40歳~49歳	66	17.2%	78	20.9%	-12	
	5	切れ・こすれ	31	8.1%	5	動作の反動・無理な動作	34	9.0%	50歳~59歳	87	22.7%	93	24.9%	-6	
									60歳~	112	29.2%	104	27.8%	8	
建設業	1	墜落・転落	100	33.4%	1	墜落・転落	97	31.8%	~19歳	9	3.0%	6	2.0%	3	
	2	はさまれ・巻き込まれ	36	12.0%	2	飛来・落下	36	11.8%	20歳~29歳	33	11.0%	34	11.3%	-1	
	3	飛来・落下	30	10.0%	3	転倒	29	9.5%	30歳~39歳	46	15.4%	47	15.6%	-1	
	3	転倒	29	9.7%	4	はさまれ・巻き込まれ	28	9.2%	40歳~49歳	56	18.7%	55	18.3%	1	
	5	切れ・こすれ	23	7.7%	5	切れ・こすれ	24	7.9%	50歳~59歳	57	19.1%	56	18.6%	1	
									60歳~	98	32.8%	107	35.5%	-9	
陸上貨物 運送事業	1	墜落・転落	69	35.2%	1	墜落・転落	61	30.8%	~19歳	3	1.5%	2	1.0%	1	
	2	動作の反動・無理な動作	37	18.9%	2	動作の反動・無理な動作	37	18.7%	20歳~29歳	20	10.2%	14	7.1%	6	
	3	はさまれ・巻き込まれ	20	10.2%	3	転倒	24	12.1%	30歳~39歳	25	12.8%	25	12.7%	0	
	4	転倒	14	7.1%	4	激突	19	9.6%	40歳~49歳	38	19.4%	48	24.4%	-10	
	5	激突され	13	6.6%	5	交通事故(道路)	15	7.6%	50歳~59歳	70	35.7%	71	36.0%	-1	
									60歳~	40	20.4%	38	19.3%	2	
林業	1	激突され	18	34.0%	1	激突され	20	39.2%	~19歳	0	0.0%				
	2	切れ・こすれ	11	20.8%	2	墜落・転落	8	15.7%	20歳~29歳	8	15.1%	6	12.0%	2	
	3	墜落・転落	8	15.1%	3	切れ・こすれ	7	13.7%	30歳~39歳	10	18.9%	9	18.0%	1	
	4	はさまれ・巻き込まれ	4	7.5%	4	飛来・落下	4	7.8%	40歳~49歳	10	18.9%	14	28.0%	-4	
	4	飛来・落下	4	7.5%	5	はさまれ・巻き込まれ	3	5.9%	50歳~59歳	11	20.8%	12	24.0%	-1	
									60歳~	14	26.4%	10	20.0%	4	
第三次産 業	1	転倒	325	29.0%	1	転倒	297	30.3%	~19歳	16	1.4%	18	1.9%	-2	
	2	動作の反動・無理な動作	236	21.0%	2	動作の反動・無理な動作	186	19.0%	20歳~29歳	121	10.8%	85	8.8%	36	
	3	その他	151	13.5%	3	墜落・転落	149	15.2%	30歳~39歳	164	14.6%	123	12.8%	41	
	4	墜落・転落	116	10.3%	4	その他	70	7.1%	40歳~49歳	206	18.4%	177	18.4%	29	
	5	交通事故(道路)	57	5.1%	4	交通事故(道路)	70	7.1%	50歳~59歳	246	21.9%	240	25.0%	6	
									60歳~	369	32.9%	337	35.1%	32	
小売業	1	転倒	85	38.6%	1	転倒	69	36.3%	~19歳	6	2.7%	5	2.7%	1	
	2	動作の反動・無理な動作	37	16.8%	2	墜落・転落	36	18.9%	20歳~29歳	18	8.2%	18	9.6%	0	
	3	墜落・転落	27	12.3%	3	動作の反動・無理な動作	23	12.1%	30歳~39歳	20	9.1%	16	8.5%	4	
	4	交通事故(道路)	17	7.7%	4	交通事故(道路)	16	8.4%	40歳~49歳	32	14.5%	18	9.6%	14	
	5	切れ・こすれ	12	5.5%	5	切れ・こすれ	13	6.8%	50歳~59歳	48	21.8%	43	22.9%	5	
									60歳~	96	43.6%	90	47.9%	6	
社会福 祉施設	1	動作の反動・無理な動作	80	33.2%	1	転倒	79	39.1%	~19歳	2	0.8%	1	0.5%	1	
	2	転倒	70	29.0%	2	動作の反動・無理な動作	67	33.2%	20歳~29歳	16	6.6%	19	9.9%	-3	
	3	その他	26	10.8%	3	墜落・転落	13	6.4%	30歳~39歳	29	12.0%	31	16.2%	-2	
	4	墜落・転落	17	7.1%	4	激突され	10	5.0%	40歳~49歳	51	21.2%	33	17.3%	18	
	5	激突	14	5.8%	5	激突	9	4.5%	50歳~59歳	53	22.0%	43	22.5%	10	
									60歳~	90	37.3%	75	39.3%	15	
飲食店	1	転倒	20	33.3%	1	転倒	14	31.8%	~19歳	3	5.0%	7	16.3%	-4	
	2	切れ・こすれ	12	20.0%	2	切れ・こすれ	9	20.5%	20歳~29歳	11	18.3%	4	9.3%	7	
	3	動作の反動・無理な動作	9	15.0%	3	墜落・転落	7	15.9%	30歳~39歳	3	5.0%	4	9.3%	-1	
	4	高温・低温の物との接触	8	13.3%	4	動作の反動・無理な動作	5	11.4%	40歳~49歳	8	13.3%	6	14.0%	2	
	5	墜落・転落	5	8.3%	5	高温・低温の物との接触	4	9.1%	50歳~59歳	13	21.7%	13	30.2%	0	
									60歳~	22	36.7%	10	23.3%	12	

事故の型別について・・・上位5位までの型のみを表示しています。

表中の太字表記について・・・事故の型別は発生数の多い2つの型を、年齢別は全業種的に発生割合が高い50歳代以上を太字で表記しています。

令和4年4月末（速報）

業種別死傷災害発生状況 及び 第13次労働災害防止計画（13次防）進捗状況

〔 13次防対象期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日〕

〔 13次防目標値：平成29年に比較して 2022年までに死傷災害5%減（各年目標は年1%減の累積値） 死亡災害各年25%減〕

鹿児島労働局

業種別 死傷災害発生状況									
業種	年	令和4年 (4月末)		令和3年 (同月末)		対前年 増減数		対前年増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	
全産業		822	3	507	7	315	-4	62.1%	-57.1%
1 製造業		80	0	89	0	-9	0	-10.1%	
1 食料品製造業		47		53		-6		-11.3%	
4 木材・木製品製造業		5		5					
9 窯業土石製品製造業		5		7		-2		-28.6%	
11～12 金属製品製造業		5		2		3		150.0%	
13～15 機械器具製造業		7		11		-4		-36.4%	
上記以外の製造業		11		11					
2 鉱業		0	0	0	0	0	0		
3 建設業		76	0	75	1	1	-1	1.3%	-100.0%
1 土木事業		33		25	1	8	-1	32.0%	-100.0%
2 建築事業		37		41		-4		-9.8%	
3 その他の建設業		6		9		-3		-33.3%	
4 運輸交通業		52	0	60	0	-8	0	-13.3%	
1 鉄道・航空機業		0		2		-2		-100.0%	
2 道路旅客運送業		2		1		1		100.0%	
3 道路貨物運送業		50		56		-6		-10.7%	
4 その他の運輸交通業		0		1		-1		-100.0%	
5 貨物取扱業		9	0	5	0	4	0	80.0%	
1 陸上貨物取扱業		3		1		2		200.0%	
2 港湾運送業		6		4		2		50.0%	
6 農林業		26	2	24	3	2	-1	8.3%	-33.3%
1 農業		13		13	1	-1			-100.0%
2 林業		13	2	11	2	2		18.2%	
7 畜産・水産業		40	0	23	0	17	0	73.9%	
8 商業		83	1	70	1	13	0	18.6%	0.0%
1 卸売業		10	1	13	1	-3		-23.1%	
2 小売業		64		53		11		20.8%	
3 理美容業		1		2		-1		-50.0%	
4 その他の商業		8		2		6		300.0%	
9 金融・広告業		1	0	8	0	-7	0	-87.5%	
11 通信業		8	0	4	0	4	0	100.0%	
12 教育・研究業		6	0	4	0	2	0	50.0%	
13 保健衛生業		386	0	76	0	310	0	407.9%	
1 医療保健業		269		29		240		827.6%	
2 社会福祉施設		117		44		73		165.9%	
3 その他の保健衛生業		0		3		-3		-100.0%	
14 接客娯楽業		26	0	31	0	-5	0	-16.1%	
1 旅館業		7		5		2		40.0%	
2 飲食店		13		17		-4		-23.5%	
3 その他の接客娯楽業		6		9		-3		-33.3%	
上記以外の事業		29	0	38	2	-9	-2	-23.7%	-100.0%
10 映画・演劇業		0		0					
15 清掃・と畜業		13		22	2	-9	-2	-40.9%	-100.0%
16 官公署		0		0					
17 その他の事業		16		16					
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）		53	0	57	0	-4	0	-7.0%	
第三次産業（8-17）		539	1	231	3	308	-2	133.3%	-66.7%

13次防目標値 進捗状況					
令和4年 目標値		対目標値 増減数		対目標値 増減率	
（死傷者数の目標値は29年4月末速報値の5%減、死亡者数の目標値は同25%減の数値としている）				（死傷者数・死亡者数ともに、以下の数値が0%以下のマイナス値となった場合は目標値を達成していることを示す）	
死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
459	3	363	0	79.1%	0.0%
90	1	-10	-1	-11.1%	-100.0%
54	1	-7	-1	-13.0%	-100.0%
5		0		0.0%	
6		-1		-16.7%	
8		-3	0	-37.5%	
6		1		16.7%	
12		-1		-8.3%	
1	0	-1	0	-100.0%	
72	0	4	0	5.6%	
29		4	0	13.8%	
29		8	0	27.6%	
15		-9	0	-60.0%	
53	1	-1	-1	-1.9%	-100.0%
6		-6	0	-100.0%	
7		-5		-71.4%	
40		10	0	25.0%	
1	1	-1	-1	-100.0%	-100.0%
9	1	0	-1	0.0%	-100.0%
5		-2	0	-40.0%	
4	1	2	-1	50.0%	-100.0%
27	0	-1	2	-3.7%	
11		2		18.2%	
15		-2	2	-13.3%	
24	0	16	0	66.7%	
48	0	35	1	72.9%	
5		5	1	100.0%	
37		27	0	73.0%	
0		1			
7		1		14.3%	
7	0	-6	0	-85.7%	
5	0	3	0	60.0%	
5	0	1	0	20.0%	
64	0	322	0	503.1%	
22		247		1122.7%	
41		76		185.4%	
1		-1		-100.0%	
28	0	-2	0	-7.1%	
6		1		16.7%	
10		3		30.0%	
11		-5		-45.5%	
28	0	1	0	3.6%	
0		0			
15		-2	0	-13.3%	
0		0			
12		4	0	33.3%	
45	0	8	0	17.8%	
183	0	356	1	194.5%	

死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもので、
 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8-17）は、別計。
 13次防目標値については1未満の端数値を四捨五入処理しているため、業種合計値ないし全産業合計値が一致しない場合があります。

令和4年4月末（速報） 業種別 事故の型別・年齢別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

事故の型別									年齢別					
業種	順位	令和4年 (4月末)		順位	令和3年 (同月末)			令和4年 (4月末)		令和3年 (同月末)		増減数 人数		
		人数	割合		人数	割合		人数	割合	人数	割合			
全産業	1	その他	346	63.4%	1	転倒	113	22.3%	～19歳	8	1.0%	11	3.0%	-3
	2	転倒	117	21.4%	2	墜落・転落	101	19.9%	20歳～29歳	106	12.9%	32	8.7%	74
	3	墜落・転落	97	17.8%	3	動作の反動・無理な動作	69	13.6%	30歳～39歳	126	15.3%	60	16.3%	66
	4	動作の反動・無理な動作	72	13.2%	4	はさまれ・巻き込まれ	52	10.3%	40歳～49歳	185	22.5%	73	19.9%	112
	5	はさまれ・巻き込まれ	57	10.4%	5	激突され	33	6.5%	50歳～59歳	188	22.9%	81	22.1%	107
									60歳～	209	25.4%	110	30.0%	99
製造業	1	はさまれ・巻き込まれ	20	42.6%	1	転倒	26	29.2%	～19歳	3	3.8%	1	1.5%	2
	2	転倒	17	36.2%	2	墜落・転落	19	21.3%	20歳～29歳	7	8.8%	6	9.0%	1
	3	切れ・こすれ	9	19.1%	3	はさまれ・巻き込まれ	17	19.1%	30歳～39歳	14	17.5%	9	13.4%	5
	4	動作の反動・無理な動作	8	17.0%	4	切れ・こすれ	7	7.9%	40歳～49歳	14	17.5%	14	20.9%	0
	5	墜落・転落	7	14.9%	5	激突	5	5.6%	50歳～59歳	24	30.0%	16	23.9%	8
									60歳～	18	22.5%	21	31.3%	-3
建設業	1	墜落・転落	27	57.4%	1	墜落・転落	25	33.3%	～19歳	1	1.3%	2	3.5%	-1
	2	転倒	10	21.3%	2	飛来・落下	12	16.0%	20歳～29歳	6	7.9%	3	5.3%	3
	2	切れ・こすれ	10	21.3%	3	転倒	7	9.3%	30歳～39歳	4	5.3%	9	15.8%	-5
	3	はさまれ・巻き込まれ	6	12.8%	3	はさまれ・巻き込まれ	7	9.3%	40歳～49歳	16	21.1%	10	17.5%	6
	5	激突され	5	10.6%	5	激突	6	8.0%	50歳～59歳	17	22.4%	15	26.3%	2
									60歳～	32	42.1%	18	31.6%	14
陸上貨物 運送事業	1	墜落・転落	23	76.7%	1	墜落・転落	21	36.8%	～19歳	0	0.0%	1	2.3%	-1
	2	はさまれ・巻き込まれ	8	26.7%	2	動作の反動・無理な動作	9	15.8%	20歳～29歳	6	11.3%	1	2.3%	5
	3	動作の反動・無理な動作	6	20.0%	3	激突され	7	12.3%	30歳～39歳	3	5.7%	6	14.0%	-3
	4	転倒	4	13.3%	4	はさまれ・巻き込まれ	6	10.5%	40歳～49歳	13	24.5%	14	32.6%	-1
	4	激突	4	13.3%	5	飛来・落下	4	7.0%	50歳～59歳	18	34.0%	10	23.3%	8
									60歳～	13	24.5%	11	25.6%	2
林業	1	激突され	4	50.0%	1	激突され	6	54.5%	～19歳	0	0.0%	0	0.0%	0
	2	転倒	2	25.0%	2	墜落・転落	3	27.3%	20歳～29歳	2	15.4%	2	33.3%	0
	2	飛来・落下	2	25.0%	3	はさまれ・巻き込まれ	1	9.1%	30歳～39歳	1	7.7%	2	33.3%	-1
	2	切れ・こすれ	2	25.0%	3	切れ・こすれ	1	9.1%	40歳～49歳	2	15.4%	1	16.7%	1
	5	墜落・転落	1	12.5%					50歳～59歳	3	23.1%	0	0.0%	3
									60歳～	5	38.5%	1	16.7%	4
第三次産 業	1	その他	241	65.0%	1	転倒	70	30.3%	～19歳	3	0.6%	4	2.4%	-1
	2	転倒	43	11.6%	2	動作の反動・無理な動作	50	21.6%	20歳～29歳	77	14.3%	16	9.7%	61
	3	動作の反動・無理な動作	31	8.4%	3	墜落・転落	24	10.4%	30歳～39歳	93	17.3%	28	17.0%	65
	4	墜落・転落	22	5.9%	4	その他	21	9.1%	40歳～49歳	128	23.7%	30	18.2%	98
	5	激突	7	1.9%	5	切れ・こすれ	14	6.1%	50歳～59歳	112	20.8%	36	21.8%	76
									60歳～	126	23.4%	51	30.9%	75
小売業	1	転倒	12	34.3%	1	転倒	20	37.7%	～19歳	0	0.0%	1	2.6%	-1
	2	動作の反動・無理な動作	7	20.0%	2	動作の反動・無理な動作	12	22.6%	20歳～29歳	7	10.9%	1	2.6%	6
	3	墜落・転落	6	17.1%	3	墜落・転落	5	9.4%	30歳～39歳	6	9.4%	6	15.4%	0
	4	激突	2	5.7%	3	激突	5	9.4%	40歳～49歳	12	18.8%	7	17.9%	5
	4	飛来・落下	2	5.7%	3	切れ・こすれ	3	5.7%	50歳～59歳	13	20.3%	8	20.5%	5
									60歳～	26	40.6%	16	41.0%	10
社会福 祉施設	1	その他	71	91.0%	1	動作の反動・無理な動作	15	34.1%	～19歳	2	1.7%	1	3.2%	1
	2	転倒	20	25.6%	2	転倒	9	20.5%	20歳～29歳	12	10.3%	3	9.7%	9
	2	動作の反動・無理な動作	20	25.6%	3	その他	8	18.2%	30歳～39歳	11	9.4%	6	19.4%	5
	4	墜落・転落	2	2.6%	3	激突され	4	9.1%	40歳～49歳	32	27.4%	6	19.4%	26
	5	交通事故（道路）	1	1.3%	5	切れ・こすれ	3	6.8%	50歳～59歳	26	22.2%	9	29.0%	17
									60歳～	34	29.1%	6	19.4%	28
飲食店	1	転倒	6	85.7%	1	転倒	9	52.9%	～19歳	1	7.7%	0	0.0%	1
	2	切れ・こすれ	4	57.1%	2	高温・低温の物との接触	4	23.5%	20歳～29歳	1	7.7%	3	27.3%	-2
	3	墜落・転落	1	14.3%	3	切れ・こすれ	2	11.8%	30歳～39歳	0	0.0%	0	0.0%	0
	3	交通事故（道路）	1	14.3%	4	墜落・転落	1	5.9%	40歳～49歳	2	15.4%	0	0.0%	2
	3	高温・低温の物との接触	1	14.3%	4	有害物等との接触	1	5.9%	50歳～59歳	3	23.1%	2	18.2%	1
									60歳～	6	46.2%	6	54.5%	0

事故の型別について・・・上位5位までの型のみを表示しています。

表中の太字表記について・・・事故の型別は発生数の多い2つの型を、年齢別は全業種的に発生割合が高い50歳代以上を太字で表記しています。

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新（申告・納付）は6月1日から7月11日までです

今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外部会場を設けての受付は行いません。郵送によるほか、積極的な電子申請のご利用をお願いします。

なお、審査業務の一部を外部委託しているため、申告内容について受託業者から問い合わせをすることがあります。

令和4年度の雇用保険の概算保険料率は前年度に比べアップしています。

労働保険料の納付については、口座振替制度をご利用ください。

労働保険料は、労働者の工作中または通勤途中の負傷や疾病などに対して行う保険給付、労働者が失業したときや就職促進のための給付、雇用調整助成金など事業主に対して行う各種助成金など、労働局の取組を財政面から支えるものですので、適切に労働保険の申告、納付を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

（総務部労働保険徴収室）

安心して働きたい!



令和
4年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6/1(水)～7/11(月)

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】 【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応
店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要
デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫
従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

実施結果
コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果
デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】 【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応
会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫
売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用することができるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

実施結果
業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

成果
機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

◆ 令和4年度も引き続き特例コースを実施します。

(申請期限: 令和4年7月29日(金)まで)

「業務改善助成金特例コース」のご案内

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(=関連する経費)についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限りま。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
（締切は令和4年7月29日（金））※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施※2

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

■助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



[参考]

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入
+		
B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日8:30～17:15）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です。



厚生労働省 鹿児島労働局委託
《中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業》

鹿児島働き方改革推進支援センター

(受託者：鹿児島県社会保険労務士会)

年5日有給休暇
の確実な取得

施行済み

正規・非正規間
の不合理な
待遇差解消
同一労働同一賃金

施行済み

時間外労働の上限規制

- ◎原則として
月45時間・年360時間
 - ◎臨時的な特別な事情があり労使が合意する場合でも
 - ・年720時間以内
 - ・休日労働を含み、月100時間満・複数月平均80時間以内
- (45時間超えは年間6カ月まで)

施行済み

自動車運転業務・建設業・医師・
製糖業は2024年4月1日施行

中小企業の
月60時間
超の時間外
労働割増賃
金率が5割
以上に変更

2023年
4月1日
施行

相談例

- ◆働き方改革って何をしたらいいの？ ◆不合理な待遇差って、どういうもの？
- ◆残業を減らしたいけど・・・？ ◆待遇差の理由の説明は？
- ◆有給休暇の取得の進め方は？ ◆何か役立つ助成金はあるの？

すべて無料

来所相談
(電話・メール)

セミナー



訪問コンサルティング
(企業訪問による相談支援)

事業主のご相談に **専門家（社会保険労務士）** が

お応えいたします。

相談
窓口

【鹿児島働き方改革推進支援センター】
鹿児島市下荒田3-44-18のせビル2階
(鹿児島県社会保険労務士会事務局内)
※E-mail hatarakikata@sr-kagoshima.jp
ホームページ

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/kagoshima.htm>

連絡先

0120-221-255

来所相談、セミナー講師、訪問相談

すべて無料！

裏面へ



F A X 申 込 書

(0 9 9 - 2 5 7 - 2 2 1 9)

鹿児島働き方改革推進支援センターでは、F A Xによるご相談、各種支援サービスのお申込みもお受けしております。
(電話・電子メール及びホームページからでもお申し込みが可能です。)

※希望するサービスに☑をお付けください。

個別訪問による相談を希望する

- ▶ 企業の情報は外部に漏れることはありません。
- ▶ 1企業当たり、3回まで企業へ訪問いたします。

ご相談内容：



働き方改革セミナー講師を希望する

※地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナー（40名程度）に講師を派遣いたします。

事業所名	
所在地	〒 ー
電話番号	
ご担当者名	
(備考)	

※F A Xをいただければ、直ちにお電話で日程調整等の連絡をいたします。

<働き方改革推進支援センター相談事例>

正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中（卸売・小売業）

- ⇒ 事務職中心の非正社員に、資格取得や正社員登用、マルチタスク化を提案。
- ⇒ 非正社員の時給のランク分けや、個人評価に対応する時給を提案。
- ➔ 非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。
- ➔ フォークリフト資格を取り、正社員化（キャリアアップ助成金利用）した労働者もいる。

特定部門の社員が長時間労働（飲食業）

- ⇒ 従業員に所属部門以外の業務も習熟させ（マルチタスク化）、部門のシフト制を提案。
- ⇒ シフト作成前に休日の希望日を申請させ、休日の確保を徹底するよう提案。
- ⇒ 生産性向上に資する食材製造器等の費用を補助する時間外労働等改善助成金を紹介。
- ➔ マルチタスク化により残業が削減。